総務教育環境委員会記録

総務教育環境委員会 委員長 仲 山 哲 男

1 日時令和5年6月22日(木)10時00分開会、15時22分閉会
教育委員会 政策企画部 環境市民部令和5年6月23日(金)10時00分開会、10時19分閉会
総務部・消防担当部

- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 仲山 哲男、早稲田 真弓、木村 信秀、仲小路 悦男、中本 和行、 西﨑 孝一、西村 慎太郎、林 節子
- 4 事務局職員 市川 恵美、起本 一生
- 5 説 明 員 吉本副市長
- 【教育委員会】伊藤教育長、升教育部長、吉永教育総務課長、原田学校教育課長、田中学校教育課主幹、国広文化・社会教育課長兼人権教育課長、三好スポーツ推進課長、眞嶋図書館長、高橋学校給食センター長
- 【政策企画部】岡村政策企画部長、北川財政課長兼行政経営室長、佐々木企画調整課長兼秘書室長、藤井情報・DX推進課長、岩﨑税務課長、守田収納対策課長、前田会計管理者、高木会計課長
- 【環境市民部】小山環境市民部長、小熊環境市民部次長兼市民課長、周田環境政策課長、山田環境事業課長兼深山浄苑長、山根生活安全課長、西村人権推進課長兼ふれあいセンター所長、潜井地域づくり推進課長
- 【総務部・消防担当部】山岡総務部長 赤星消防担当部長、坪井総務課長兼人材育成・女性活 躍推進室長、海老本防災危機管理課長、中原消防担当参事、秦消防担当課長、清水入札監 理課長、中田監査委員事務局長、松村選挙管理委員会事務局長、守田大和支所長兼大和支 所住民福祉課長、国光室積出張所長、奥田浅江出張所長、松岡三島出張所長、弘周防出張 所長
- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他(傍聴) 市民1名、報道3社

1 教育委員会関係分

- (1) 付託事件審查
- ①議案第35号 令和5年度光市一般会計補正予算(第4号) [所管分]

説 明:吉永教育総務課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

- (2) その他(所管事務調査)
- ①「協働的な学びの確保 ~小学校の再編~」について

説 明:吉永教育総務課長 ~別紙

質疑

○西﨑委員

ただいま総務課長のほうから説明ございましたが、今の段階で、もし分かっていることがあれば、説明してもらいたいと思います。スクールバスについてです。一応、何台ぐらいになるのでしょうか。それで、市の所有物にするのか、タクシー会社等への業務委託にするのか。それから、運行の路線、どの方面から子供を集めて回るのか。それから、この間、本会議で質問がありましたが、有料になるのか、無料になるのか。現在分かっている範囲でいいです。お答えください。

○吉永教育総務課長

委員からはスクールバスの運用等についての御質問をいただきました。

まず初めに、スクールバスを市が所有するのか、あるいは運営形態がどうなるのかといった部分につきましては、今から準備委員会の部会の中で検討してまいりますが、現在、市といたしましても、様々な情報を収集している状況でありまして、例えば、県内であれば、スクールバスを既に運用している先進自治体もかなり多くございますので、その中のいろいろな情報を収集する中で、市に適した台数であったり、あるいはどこからが通学の距離であったりとか、そういったものも検討していきたいと思っております。したがいまして、現時点で決まったことというのは、特に現段階では申し上げること

したがいまして、現時点で決まったことというのは、特に現段階では申し上げること はできませんので、今後、部会の中で協議する新たに出てくる内容につきまして、随時、 かわら版等でもお知らせをさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○西﨑委員

分かりました。現時点ではそういう問題、分かっているところはないということで、 特に県内他市の状況も調査するということで、私はそれはいいプランだと思います。ひ とつよろしくお願いします。

○林委員

よろしくお願いいたします。施設一体型小中一貫やまと学園に先行して、4小学校を 1つの小学校に再編するやまと学園小学校について、数点お伺いをいたします。

大和地区の学校が岩田小学校になったこと、新聞報道で、また議場で教育長さんからお聞きいたしました。岩田小学校は、環境の面、交通の面でも安心できるよい場所であると私は思っております。そこで、今まで教育委員会では丁寧な議論・協議、そしてスピード感を持って進めるとおっしゃっていました。そこで4校のPTAなど、小学校に通う児童の保護者に対して、どのような経緯で合意形成されたのか。また、どういう方法で保護者に知らされたのでしょうか。また、地域住民に対しての丁寧な説明はいかがでしょうか。よろしくお願いします。

○吉永教育総務課長

委員からは小学校の再編についての保護者の皆さん等への周知の仕方、合意形成についての御質問をいただきました。

まず、保護者をはじめ、地域の方への御説明という部分で申し上げますと、本年度4月から5月にかけまして、大和地域の各校の学校運営協議会、またPTA総会等を活用して、小学校の再編時期、場所についての考え方を御説明し、意見聴取をする場を設けさせていただきました。その際、決め方につきましては、意見聴取をした上で、最終的に市で決定させていただくということで御説明し、また、決定した後には、速やかに御報告することをお伝えし、御了承いただいたところでございます。

それを受け、その後でございますが、6月2日に大和地域の小中学校の保護者の皆さんに全戸配付という形でかわら版を通して、時期と場所について決まった方向性の周知に努めるとともに、先ほどありました地域の皆様に対しましては、同じく同日でございますが、自治会を通して、かわら版という形で周知をさせていただいたところでございます。また、かわら版を配付させていただいた後には、各学校の保護者の皆様に対しましては、参観日等を活用し、現在、随時、説明会を開いているところでございます。

以上でございます。

○林委員

了解いたしました。今後しっかりと説明もされるということでありました。

それから、4校が1校に統合された場合は、校歌、校章、制服等々では御配慮されるということは、この前お聞きしております。ここで、各校で、現在、特色のある行事がありますが、今後どのようにされていかれるのでしょうか。例えば、全校生徒参加の運動会、一輪車乗りを運動会で全校がするとか、三輪小学校では三輪行進とか、塩田小学

校では太鼓の演奏、また神舞等々がありますけれども、いろんなことが地域の学校では あると思うのですけれども、これをどのようにつなげていかれるのでしょうか。お伺い いたします。

○吉永教育総務課長

委員からは、これまで学校で行っていた特色ある取組・行事等について、どのように、 今後引き継がれていくのかといった御質問をいただきました。

今後の流れの部分で少し申し上げますと、先ほど少し申しましたが、29日に準備委員会を開催し、その際に部会を開くことになっております。準備委員会には6つの部会がありまして、その一つの部会が地域部会でございます。この地域部会の中で、これまで学校で取り組んできた特色ある取組、先ほどいただいた三輪小の三輪行進、東荷神舞、石城太鼓、そうした各校の特色がございますが、こうした特色ある取組や、これまでの地域の皆さんとの連携、こうしたものを、まずは棚卸といいますか、年間を通してどういったものがあるのかという各校の特色ある取組、そうしたものを一覧で把握した上で、例えば、これとこれは連携して取り組めるねとか、引き継げるねとか、そうしたものを丁寧に準備委員会の地域部会の中で協議をしてまいりたいと思っております。その中で、どのように今後引き継いでいくのか、また、大和地域全体の取組として発展させていくのかを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。期待いたしております。全校生徒がというのが難しければ、低学年とか、高学年とか、部会でいろいろ取り組まれると思いますけれども、お話が出ると思いますけれども、丁寧な御説明と御意見を集約していただきたいと思っております。

また、統合された小学校について、児童数が増加することになります。岩田小学校になりますけれども。教室内や周辺整備など、修繕する箇所はあるのでしょうか。また、必要性、計画性はありますでしょうか。

○吉永教育総務課長

再編した後の小学校について、施設の整備・改修があるかどうかの御質問をいただき ました。

令和7年度時点で、児童数の見込みというものを把握しておりますが、その推計でいきますと、原則1学年、クラス数は現状で変わらない。2クラスになることは、今のところ、令和7年度時点ではないと考えております。したがいまして、現状の施設規模での使用が可能ということと考えておりますので、それに伴う施設の修繕、例えば間仕切りとか、そういう修繕等は考えておりません。一方で、先ほども少し触れましたが、本市初のスクールバスの運用ということになりますので、例えば、徒歩通学児童との動線を分離するための安全の確保であったり、バスの回転場であったり、乗降場所の確保で

あったり、そういった面での施設全体での整備といいますか、多少の整備は必要と考えております。こうした視点は、専門的な視点も踏まえながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○林委員

安全を期して、いろいろと必要なものはしっかりと取り組んでいただきたいと思って おります。

それと、大和地区の不登校児童について、環境が大きく変化する中で予想されますのは教室なのですけれども、4校が統合されますと、使われなくなった学校とか空き教室が出てまいりますけれども、そこを利用して、不登校児童が安心して通える居場所づくりをされてはと、私は思っているわけでございますが、居場所づくりについてお考えはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○吉永教育総務課長

今後、跡地になる場所において、不登校児童の居場所づくりをつくっていくという御質問をいただきました。

まず、跡地利用について少し触れさせていただきたいと思います。おっしゃったように、跡地につきましては、いろいろな形での活用が検討されると思っています。実際に、現在、学校が子供たちの学びに加え、地域コミュニティの活動拠点であったり、社会体育としての利用であったり、また、防災機能の拠点等、いろいろな機能を有しておりまして、まさしく学校そのものが、地域づくり、まちづくりそのものの拠点になるものと考えております。今後、跡地になったときに、どういった活用ができるのかという部分は、地域づくり、まちづくりの視点で申し上げますと、市全体で考えていきたいと考えております。

したがいまして、今いただいた居場所づくりといったような御意見等も先ほどの地域 部会でもそうですけれども、今後、様々な場面で様々な御意見がいただけるものと思っ ておりますので、教育委員会といたしましては、そうした視点も踏まえながら、今後、 庁内で連携をして検討を進めていきたいと考えております。

こうしたことから、不登校をはじめ、例えば4つの小学校が1つになることによる環境の変化による児童の皆さんの負担等に対する支援体制につきましては、まずは再編までの間も実施する合同学習の充実によって、環境の変化の緩和、そういうなだらかな取組を進めていくことによって、緩和を図っていきたいと思っています。

また、現在、本市で行っておりますスクールライフ支援事業やスクールカウンセラーの派遣事業等、そうした取組の継続に加えまして、例えば人員体制の工夫等による強化など、可能な限り教職員の配置等についての検討といいますか、そうしたものをしていく必要があると考えております。

以上でございます。

○林委員

細やかにありがとうございました。合同学習等々、スクールライフ支援も、今、おっしゃっていただきましたけれども、これは要望になりますけれど、テレビ・新聞等で、6月19日に山口県がヤングケアラーの相談窓口を開いたということが大きく報道されております。その上から御要望をいろいろとさせていただきます。

今後、子供へ学びを第一に考えて進められる中、今、合同学習というお話もございましたけれども、そう言いながらも、今、2校ずつの合同学習をされていると思いますけれども、4校一緒になると、再編して起こり得ることは、学校になじめない児童の孤立化や、いじめ、ひいてはひきこもりになり得る可能性があるのではないかと思案しております。ヤングケアラーの子供さんたちも、しっかりと心を開いて話せる支援が重要であります。ヤングケアラーは、新聞にも出ておりましたけれども、御承知のとおり、家族に代わり家事をしている、幼い兄弟に世話をしている、障害者や病気のある家族の世話をしている、家計を支えるため働いている子供さんのことを言います。先生とともに、心理的な面は、先ほどもおっしゃったように心理士に、また、保健師、教員の加配というお声も教育長さんから議場でいただきました。そして、また、今、人員的なサポートも増員が必要になっていまいりますので、大変なことは多くあるでしょうけれど、しっかりとお取組をよろしくお願いして、私の質問、要望を終わります。

○仲小路委員

それでは1点だけお尋ねします。これを決めるまでに、いろんな会合等で様々な意見を聞かれたと思うのですが、最終的には、岩田小に決まりましたけれども、それ以外の小学校がいいという意見も当然あったと思うのですが、そういう少数意見も大事にして解消しないといけないという部分もありますので、そういう岩田小以外がいいという意見、主なものがありましたらお聞かせください。

○吉永教育総務課長

これまで説明をさせていただく中で、どこの学校がいいとかいったような御意見があったかどうかということでの御質問です。

実際、このたびもそうですが、説明に入らせていただく中で、その小学校に通っていらっしゃる保護者の方としては、やはり校歌に思い入れがあるとか、その場所が3代続いて自分たちが通っているとか、そういった視点から、引き続きそこに通いたいというような御意見はいただきました。

一方で、先ほどの安全面というところのお話からさせていただいたところで、そういった視点では、皆さん、ある程度、御納得いただいていると認識をしているところではあります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。そういう形で納得が大事だと思いますので、また今後ともよろしくお 願いします。 以上です。

○早稲田委員

1点だけ質問いたします。先ほど1学年のクラスは、今までと同様、21つのクラスというふうに伺ったのですけれども、大勢の中で、なかなか一緒に勉強が難しいような障害をお持ちのお子様とか、そういった別のクラスというのは御検討されているのでしょうか。お伺いします。

○原田学校教育課長

4つの小学校が再編された際の、一般の学級では学習が難しいという子供たちということでございますけれども、当然、特別支援学級というのは設定されますし、場合によっては通級指導等の仕組みもございます。それらをこれからまた検討していく形にはなっていくと思いますので、何らかの支援は必ず行えるような形になると思います。

○早稲田委員

一般のクラスでは難しい児童もおられるかもしれないので、対応等を考えていただきますようよろしくお願いいたします。 以上です。

○委員長

引き続き所管事務調査を行います。その他教育委員会に係る事務について、執行部に質しておきたい件がありましたら、順次、御発言をお願いいたします。

○西﨑委員

これは報告第4号に関連をしておりますが、光市民ホールに係る疑問・質問でございます。光市のあるカラオケ教室が、年に三、四回、紅白に出るような歌手を呼んできて歌謡ショーをやるのですが、光のカラオケ教室の主催者でありながら、使っているのはスターピアくだまつ大ホールなんです。私が、何で光市民ホールでやらないのかと聞いたら、使用料が向こうは安いんだと、ちょっと予想外の返事がありました。それで、その点について教育委員会に質問してみたいと思います。よろしくお願いします。

○国広文化・社会教育課長

光市民ホールと下松市のスターピアくだまつの利用料についての比較でございます。 それぞれの大ホールの使用料というところで、比較ということになろうかと思いますけれども、利用者によって、時間、日にち、いろいろ違いますので、なかなか比較が難しいのですが、利用日が土曜、日曜、祝日というところで、朝から晩までという終日使用されたというところで比較をしていきますと、市民ホールが7万4,450円、スターピアくだまつが8万5,830円となります。この金額が基準というところになるのですけれども、またこれに付随した、それぞれの施設によって、空調を使った場合、空調代がいる とか、いらないとか、大ホールに付随している楽屋を使用された場合、楽屋の使用料がいるとか、いらないとか、各施設で違いがございますけれども、市民ホールのほうが特別に高額だというようなところは現在のところ感じていない状況でございます。

以上でございます。

○西﨑委員

私も収容能力、それから施設が新しい、古い、これによって光市民ホールのほうが安いと思っていたのですが、そういう回答がございましたから、今日は聞いてみたのですが、なるべく光市民ホールをどんどん使ってもらいたいというのが、今日、聞いてみたいと思った真意なんです。相対的に光市民ホールのほうが楽屋使用料、空調使用料、いらないということでございますと、かなり安いので、今後はその辺もPRして話をしてみたいと思います。

以上です。

○国広文化·社会教育課長

光市民ホールにつきましては、空調代はかかる。スターピアくだまつはかからないというところでございます。また、楽屋の利用料については、スターピアのほうはかかる、 光市民ホールのほうはかからないというように、施設によって違いがございます。 以上でございます。

○西﨑委員

分かりました。実際、光市民ホールでやるとなったら、また使用料、具体的に見積りを取るとかすると思います。さらにプラスアルファ、音響施設とかいろいろありますので、その辺を詳しく取ってみて、そして比較してみるということになるかと思います。ありがとうございます。

○仲小路委員

先日の一般質問におきまして、伊藤博文及び関連施設等を生かした事業についての一般質問の答弁ありがとうございました。その際に、伊藤「ひろぶみ」というところを、「ひろふみ」と発言しましたことをお詫び申し上げます。

その内容について、若干確認したいことがございます。1点目ですけれども、小学校での伊藤公資料館の見学について、6校とありましたが、これの具体的な学校、学年、見学時間や見学の状況等、また、交通手段等が分かりましたらお示しください。

○原田学校教育課長

伊藤公資料館の見学について、お問合せいただきましたけれども、令和5年度に伊藤 公資料館の見学を予定している学校は、大和地域の4小学校と、島田小学校と三井小学 校になります。光市を学習対象として学ぶ小学3年生が社会科見学で資料館を見学する 予定となっております。その際は、貸切バスで午前中に資料館を訪れ、2時間程度見学 した後に、昼食を同記念公園で取り、その後、他の場所の見学に向かうという予定のと ころが多いと認識しております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。細かい説明ありがとうございました。

それから、2点目ですけれども、全小学校が見学を実施していただきたいと思いますが、市内11校のうち実際に実施していない5校について、どのように判断されているか、 状況が分かりましたらお示しください。

○原田学校教育課長

社会科見学の場所等、学校における教育活動に関する計画等については、学校の裁量に委ねているところでございますけれども、学校等での体験的な学習活動は、学校での学びをさらに深いものにする効果があると考えられることから、各校において、様々な地域における体験的活動が設定されているところです。

また、文化・社会教育課とも連携しながら、教職員への啓発等も行っているところであり、今後とも過去の好事例などを共有するとともに、教職員への啓発も行いながら、 光市の偉人や文化、自然などについて学びを深めることができるようにしていきたいと 考えています。

なお、小学校3年生で光市について学ぶ際、「光市のすがた」というものを用いるのですけれども、そちらで詳細に紹介されているものについては、その中で学習することが多く、それとは異なる、子供たちが行く可能性の低い文化施設等を見学先として加えるケースも多いようで、必ずしも伊藤公資料館を見学先に選択していない学校もあると認識しております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。今、説明いただきましたけれども、学校としての見学が難しいという場合がありますので、個別に家族で行くということも推進していただければと思うのですが、具体的には、例えば、児童が家族で行く場合に、家族の入館料を無料にするとか、そういうふうな施策も考えられますが、そういうような検討は可能でしょうか。

○国広文化・社会教育課長

伊藤公の入館料についてというところでございます。より多くの方々に伊藤公資料館に足を運んでいただくこと、また、伊藤公のことを深く知っていただくために、現在、市内外を問わず、高校生までは入館を無料としております。また、入館された児童生徒については、伊藤公学習帳、こういったものも配付をして、持って帰っていただくという形を取っているところでございます。

御提案の施策については、非常に魅力的で、来館が向上される可能性があるということではございますけれども、入館された方が市内外のどちらから来られたかという把握や、回数なんかも出てくるとは思うのですけれども、そういった煩雑な側面も含まれておるところから、御家族の方の入館の無料というところは、現在、検討はしておりませんが、幅広い世代の方々に入館をしていただけるように、魅力のある資料館の運営に今後も努力を続けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。具体的にはいろんな作業が必要ということですけれども、無料券を配付するなり、いろんな方法がありますので、また検討していただければと思います。

それからもう1点ですが、産湯の井戸のポンプが不調ということをお聞きしましたけれども、これについて、実際に修理または取替えの見積りとかいうのは出されていますでしょうか。

○国広文化·社会教育課長

産湯の井戸のポンプが不調ということで、多くの来館者に御迷惑をおかけしておりましたが、既に今、改修・修復の作業を進めておりまして、今月中には作業が完了するという予定になっております。よろしくお願いいたします。

○仲小路委員

分かりました。安心いたしました。

それから、別の件ですけれども、6月の議会で同僚議員の一般質問の答弁において、部活動の地域移行のアンケート調査で、小学校5、6年の活動したい場合の目指すことにつきまして、勝ちたい、技能を得るというのが58%、楽しくしたいというのが42%とお聞きしました。勝つことよりも楽しむことを望む児童が半数近くいると、そういうことも言えると思います。中学生にはアンケートはありませんでしたけれども、ある程度、そういう中学生がいるのではないかと思います。そういう意味で、楽しむための部活動も設定することも必要ではないかと思います。その場合は、特に指導はしないで、見守りや準備、あるいはそういうことの管理のみを行う体制で、技術や知識がない地域の人でも対応できるのではないかというふうに考えますが、またどのようにお考えでしょうか。

また、文化関係におきましても、一種のサークルのように、生徒だけで研究・調査するような、そういう場合もあれば、特に専門知識がなくても、そういう人をつけるということも考えられるのではないかと思いますが、そういうことについては、いかがお考えでしょうか。

○原田学校教育課長

部活動の地域移行に関するお問合せをいただきましたけれども、昨年12月に国が示し

ました学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインというものがございますが、この中に、委員お示しのとおり、レクリエーション的な活動や複数の種目や分野を経験できる活動など、生徒の趣向や体力等の状況に適したスポーツ、文化・芸術活動を親しむ機会を確保するというところがございます。こうしたことから、委員御提案のような楽しむための活動や、サークル的な活動を含めた様々な活動を地域で行える可能性も含め、検討が必要になるものと認識しています。

そのためには、多くの方の御支援を仰ぐことになるということが想定されるわけですが、一方で、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展することも、このたびの部活動改革に含まれているということがございますので、どのような方々に御支援をお願いすることになるかについては、今後、先進市町における事例等も参考にしながら、中学校部活動改革推進協議会において協議を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。そういう専門的な能力がない場合でも、いろんな形で対応できるということも、また今後検討いただければと思います。

それから、最後ですが、ジェンダー平等、あるいはLGBTQなどの問題がありますけれども、これは男女の違いによって区別するという概念がなければ起こらない問題なのですが、教育基本法第2条に男女の平等とはありますけれども、違いについての記述はありません。また、学校教育法には男女という表現はなく、学習指導要領では、小学校においては男女の表現はなく、中学校において男女相互の理解あるいは協力という項目はありますが、違いについての記述はありません。また、異性という表現について見ますと、これは学習指導要領において、異性への関心あるいは異性についての理解、異性の尊重、そういうふうな表現があって、違いということについては述べられておりません。

しかし、現実には、トイレや更衣室といった施設の使用方法や、またクラスの男女の人数割などがありますけれども、全く同等ではありませんけれども、そこで男女の区別をなくすことがジェンダー平等を進め、LGBTQ問題の解消につながるのではないかと思いますが、学校における男女の区別について、法律あるいは規則等の何らかの規定がありましたらお示しください。

○原田学校教育課長

ジェンダー平等などに関するお問合せをいただきました。学校において男女の区別をすることや、違いの内容を示すことに関する法律や規則はないものと認識しておりますが、やはり生物学的な差異は大前提となっていると考えております。

小学校学習指導要領解説の特別活動編の第2節(2)に「発達的な特質を踏まえた指導」という項目がございまして、そこには第4学年になると、中略しますが、男女の活動の違いも見られるようになり、男女間の問題や葛藤も生じやすくなるということが示

されておりまして、そのことから、教師はこのような中学年の学校生活における集団活動の発達的な特質を踏まえ、楽しく豊かな学級生活づくりのための係活動などの充実を図ったり、多様な集団に所属して、よりよい人間関係を築く態度を形成するための活動を充実させたりする必要があると示されているところです。

また、中学校学習指導要領の解説の同じく特別活動編には、道徳科との関連という項目のところに、「日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康・安全」というところがございまして、そちらに委員お示しの男女相互の理解と協力や思春期の不安や悩みの解決、さらには性的な発達への対応等が示されていることなどがございまして、それらを踏まえますと、自然と考えられる学級の中で多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身につけるようにするといった、その特別活動の目標等を目指していくのがあるべきところかと認識しているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。丁寧な説明ありがとうございます。

それで、現在、男女の区別を前提に、どこまで区別を減らすかということが言われているわけですけれども、そういう発想ではなく、まず全く区別はなく同等であるということを基準に、どうしても必要な区別は何であるかということから、最低限必要な、そういう区別というのがあるのではないかと思いますけれども、そのようなものについて、これだけは最低限区別したいということがありましたらお示しください。

○原田学校教育課長

最小限必要な男女の区別ということでございますけれども、こちらにつきましても、 やはり根拠とできる法律等の規定はないものと認識しておりますが、先ほど申しました 生物学的な差異というものについては、必要なものかと考えているところです。

これに関しまして、例えば、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部が平成31年3月に示している小学校施設整備指針というものがございますが、その中の共通空間の便所というところには、男女別に計画することが重要であるということ、また、児童更衣室等にも男女別に更衣ができるようとされているというところがございます。そういったことから、発達的な特質等も踏まえた上で、教育上、必要な視点というのはあるものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

1点確認ですが、今、クラスを大体男女同数のような区別をしていますけれども、これはいろんな意味があると思いますけれども、同数にされているという意味がありましたら、併せてお示しください。

○原田学校教育課長

これも先ほど申しました生物学的な差異というものがあるかと思うのですが、一般社会というものが基本的に男女のバランスが、自然に、おおよそ同じになっているということを踏まえますと、学級というのも自然なバランスでの生活ができる集団というものを保つというのが基本になっているのではないかと。特にそういったバランスを整えなければならないという規定は見つけることはできませんでした。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これはなかなか難しい問題で、いろんな形で、できる限りそういう問題が起こらない、また、同じ平等であれば、いろんなLGBTQ等の問題も全く起こらないということもありますので、またいろんな研究をされて、さらにそういう問題についても、小さいうちから、子供のうちから、そういう教育によって、将来、大人になってもそういう差別をしない、そういう人になっていけるような、そういう体制ができればと思いますし、もともと男女の区別というのは、生殖細胞の大小で決まっているわけですけれども、卵子のほうが大きいので女性となっておりますけれども、基本的にはそういう違いだけなのですが、具体的には様々な違いがありますけれども、基本的に、なるべくそういう違いがないような、そういう対応ができればと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○西﨑委員

それでは、質問いたします。

25年ぐらい前に、山口県議会で出席簿の担任教諭が読み上げるときに、どうして男子から先にやるのかという質問がございまして物議を醸したことがあります。現在の光市では、小中学校、どういうふうな方法で出席簿の読み上げをしておりますでしょうか、質問します。

○原田学校教育課長

男女混合名簿のお話かと思いますけれども、この光市についての男女混合名簿の導入率は、平成19年から100%となっているところでございます。

以上でございます。

○西﨑委員

了解しました。

○西村委員

それでは、何点か質問をさせていただきます。

先ほどから協働的な学びの報告等で、4校の大和の、大和地区の4小学校の再編、それから、今後の大和学園の新設に関わることで情報の確認からちょっとさせていただきたいんですが、現在の大和地区にある4小学校、三輪小学校、岩田小学校、あと、塩田小学校、東荷小学校。これそれぞれの今の建物、土地の面積、一部報告書の中にもありましたけれども、これの建物と土地の面積、それから現在の用途、都市計画上の用途区域、あと簿価と取得原価も分かれば、そのあたりの情報から確認をしたいんですが、お願いできますか。

○吉永教育総務課長

ただいま委員からは、大和4小学校の面積、建物、土地の面積、また用途地域等の、 また簿価ですかね。そうしたものの基本的な情報についての御質問を頂きました。

では、順を追って説明をさせていただきたいと思います。

まず、岩田小学校につきましては、施設台帳で申し上げますと、土地の面積が 2 万 $1,532 \text{ m}^2$ でございます。建物でございますけれども、建物は 3 棟ございます。まず、北棟が $1,394 \text{ m}^2$ 、南棟が $1,405 \text{ m}^2$ 、体育館が 602 m^2 でございます。

次に、用途でございますが、第 1 種住居ということになっております。取得価格、簿価でございますが、建物は約 5 億7,400万円、土地は約 2 億5,400万円となっております。次に、三輪小学校でございますが、校地面積で申し上げますと 1 万9,220 m^2 。建物で申し上げますと、校舎、東棟が1,271 m^2 、西棟が1,452 m^2 、体育館が602 m^2 となっております。

次に、用途でございますが、第1種住居となっております。

次に、取得価格、簿価でございますが、建物が約5億5,200万円、土地が1億4,100万円となっております。

次に、塩田小学校でございますが、土地面積が $1\, 799\,\mathrm{m}^2$ 、建物が $1,760\,\mathrm{m}^2$ 、これは校舎でございます。体育館が $670\,\mathrm{m}^2$ でございます。用途につきましては、指定がない場所となっております。

次に、取得価格、簿価でございますが、建物が約3億6,100万円、土地が3,900万円となっております。

最後に、東荷でございますが、土地が7,982m²、校舎が1,631m²、体育館が602m²でございます。用途の指定はございません。

取得価格、簿価でございますが、建物が約2億7,700万円、土地が2,900万円でございます。

各大和の小学校の現在の価値等につきましては、以上でございます。

・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・

○西村委員

今、大和地区の4小学校のそれぞれの現在の情報というものを整理して教えていただ

きました。これを今後どうしていくかということに関して、また、機会を改めてまた質問していこうと思うんですけれども、所管もまたがる事項というのもありますので、また整理をしたいと思います。

ただ今、建物と土地とそれぞれ分けて、取得した当初の簿価を出していただいたと思うのですけれども、建物に関しては償却をしていくということで、現在はどうなっているのかというのは、また後刻、聞いていきたいと思うのですけれども、この土地の評価に関しては多少の変動はあれど、これが一つのベースになっていくんじゃないかなというふうに考えております。

今後のその4小学校の再編、小中一貫やまと学園の新設に際しまして、先ほども同僚 委員の質問で出ておりましたけれども、学校自体が廃校になるというところが出てくる というふうになってきます。

先ほどその活用に当たっては、現在コミュニティセンターがあったりとか、社会体育施設として使われている、あと防災の観点などからも市全体として関係所管と連携をしてという旨の答弁があったかなと思うんですけれども、これまで準備委員会のほうで各種議論をしていただいていると思うんですけれども、この準備委員会では、この跡地になる予定のところ、この廃校になる予定のところの活用について、何か委員の皆様から何らかの意見があったり、話をこれまでしたのかどうか、そのあたりを少し教えてください。

○吉永教育総務課長

ただいま委員からは、今後跡地になる学校の活用についての、これまでの協議といいますか、御意見等が準備委員会等であったかどうかという御質問を頂きました。

これまでは、準備委員会も含めてですけれども、地域説明会であったり、また、学校 運営協議会の皆さんとの意見交換、そういったものを行ってきた中で、準備委員会も含 めて申し上げますと、跡地になることによって地域が衰退するのではないかといったよ うな御意見をいただいたところであります。

それに加えまして、今後、子供たちが何らかの形で、その学校を活用する、そういった考え方も整理していかないといけないといった御意見であったり、あるいは、計画を立てて有効的に活用していただきたいといった、これは説明会ではありましたけれども、そういった御意見もいただいているところではあります。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。子供たちのためになるように、何らかの活用をしていただき たいということ等の意見があったということかと思います。

いずれにしても、関係所管と庁内連携をして、これからそういった準備委員会に限らず、地域の御意向というのも調査をしていただきたいというのは一つ。早い段階で調査をしていただいて、今後の方向性を決めていくに当たっての一つの基準にしていただきたいと思いますので、調査をぜひしていただきたいなというのは要望としておきます。

それを踏まえた上で、今、この学校用地の活用というものに関しては、政策企画部のがメインの所管として動いていると認識をしておりますので、またそちらのほうでも質問をしながら、早い段階でどういう方向性にしていくのか市当局の中で決めていただけるように要望とさせていただきます。

別の質問ですけれども、一部のメディアで、今後、夏休みに入っていくに当たって、 学校の宿題で、ChatGPTをはじめとする生成AIの回答をコピーして、そのまま 使わないようにというような通知をしている自治体があるというニュースを見ました。

また、今日も生成AIをめぐる文科省が取りまとめているガイドラインの内容が判明 したというような報道もございました。

そういったことを踏まえて、本市においては、どういうふうに、そういった生成AI技術に対する向き合い方の指導をしていくのか。そのあたりについてお伺いいたします。

○原田学校教育課長

話題になっておりますChatGPTなどについて御質問いただきました。

これに関しましては、令和5年5月19日に文部科学省のほうから事務連絡が出ておりまして、そちらには、ChatGPTなどの生成AIの利用については、子供たちの批判的思考力や創造性への影響、個人情報や著作権との関係などについて整理が必要とされている一方で、学習指導要領では、学習の基盤となる資質、能力として情報活用能力を位置づけており、新たな技術である生成AIをどのように使いこなすかという視点や、自分の考えを形成するのに生かすといった視点も重要とされているところです。

現在行われている政府のAI戦略チームや、中央教育審議会などの議論を踏まえ、文部科学省がこれからChatGPTなどの生成AIのガイドラインを公表する予定ということになっておりまして、この公表されたガイドラインを踏まえ、活用が考えられる場面、禁止すべきと考えられる場面など、具体的な活用方法について、今後検討していくこととしているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。文科省からのガイドラインが今後出てくるということでございますので、その通知が出た後、また速やかに各学校への周知、対応のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○早稲田委員

数点お尋ねします。

先月でしたが、市内の中学校でコロナではなくインフルエンザが流行し、学年閉鎖等があったように聞いておりますけれども、状況等と対応についてお示しください。

○原田学校教育課長

市内の学校において、インフルエンザによる学級閉鎖等ということでございますけれども、令和5年に入ってから、このインフルエンザによる学級閉鎖等につきましては、中学校1校と小学校2校、計3校で行っているところでございます。

これらにつきましては、学校において罹患者が増えた場合、教育委員会及び学校医等に相談をして、学級閉鎖の必要性を感じる場合には、そのような対応を決定しているところです。

こういった学級閉鎖等の対応をとる場合は、教育委員会内で福祉部局関係機関と情報共有するとともに、市内各学校に情報提供することで注意喚起等も行っているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

中学校が1校、小学校が2校、罹患者が増えたので学級閉鎖をしたということで、それ以降は増加はないということでよろしいんでしょうか。

○原田学校教育課長

市教委のほうでは、県の健康増進課による学校等欠席者感染症情報システムというもので、現在の状況を確認することができるのですが、一昨日6月21日現在で、そちらで示されている罹患者は市内で1名ということでございますので、現在は落ち着いているものと認識しております。

以上でございます。

○早稲田委員

現在は落ち着いているということで確認できました。

では、次の質問です。新型コロナウイルスの感染症の位置づけが、5類に引き下げられたというところですけれども、家庭訪問とか参観日などの状況は、現在どのようになっていますか、お尋ねいたします。

○原田学校教育課長

新型コロナウイルス感染症が5類になって以降の学校行事等にお問い合せいただきました。家庭訪問につきましては、これは学校教育を行う上で家庭との連携というのは非常に重要であるということから、そのための手立てとして家庭訪問を行っているという学校もございますけれども、これまで新型コロナウイルスの関係でできていなかったところも、必要に応じて行っているという学校が増えてきたと認識しております。

また、参観日につきましても、同様にこれまで人数制限等を行っておりましたけれども、そういったものを設けずに行うようになりまして、コロナ禍の前に近い状況に戻っていくものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

コロナ禍の前に戻っているという状況ということで、家庭訪問についてなんですけれども、今、児童の不登校やヤングケアラーなどいろいろな問題が気になっているところでございますが、家庭訪問において確認項目など教育委員会のほうで定めたもの等があるのでしょうか、それとも、学校別で決めているものがあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○原田学校教育課長

家庭訪問に関するお問合せですけれども、先ほども少し申しましたが、これにつきましては、その連携の重要性というのを考慮しながら、各学校において実施の判断をしているところでございます。そういったことからも、具体的にマニュアルが示されているということはございませんが、例えば、子供の生活環境や学習環境、それから、健康状態や生活習慣、通塾や習い事の状況、あるいは情報機器の活用状況とか、そういったものについては、おおよその学校で把握をしようと努めていると認識しております。

以上でございます。

○早稲田委員

学校別に管理しているということの回答と受けました。

様々な家庭がありますけれども、家庭訪問により先生方が感じられたとか気になる点、問題点などが、やっぱりあるのではないかと思うんですけれども、そういったものに対してはどのように対応されているのでしょうか。分かる範囲でお願いいたします。

○原田学校教育課長

家庭訪問により何らかの情報を教員が得た場合ということでございますけれども、まずは学年内でそういった情報を共有するということが多いと思います。

そして、気づいた点の重要度に応じて、例えば、その生徒指導主任であったり、あるいは管理職と共有して、校内での組織的な対応を検討することが多くあろうかと思います。

さらには、他の機関との連携が必要と考えられる場合には、学校教育課等を通じて、 福祉部局や関係機関と連絡情報を共有しながら対応することもあると認識しております。 以上でございます。

○早稲田委員

いろんな問題があっても、なかなか児童のほうからは、なかなか大人に相談することは、なかなか言いにくいというか、相談が難しいこと等もあるかと思うんですけど、大人である先生方とかが気づくことによって、いろんな問題が早期に解決に導かれることもあろうかと思いますので、そういった点を今後さらに気をつけていただければと思います。これは要望です。

もう一点だけ質問があります。

こちらは、光市勤労者体育センターへの質問なんですけれども、多目的トイレでしょうか、出入口の扉の鍵が開きにくい状況に、私も利用したときに気づいてはいたんですけれども、それが数か月前ぐらいに新しい鍵にきちんと換えられておりまして、使いやすくなったんですけれども、こういった修繕の費用は市のほうが負担するのか、それとも、指定管理者側が負担するのかという、ちょっと私のほうが知らないだけなのかもしれないんですけれども、何か基準等がありましたらお示しください。

○三好スポーツ推進課長

勤労者体育センターの多目的トイレの鍵の修繕の御質問をいただきました。

修繕に関しましては、指定管理者と取り交わしております基本協定に基づき対応する こととなっております。

当該施設の修理に当たっては、施設の損傷について20万円以上は市で修繕を行い、20万円未満は指定管理者で行うこととなっております。

そのため、今回の修繕につきましては数万円ということでありましたことから、指定 管理者のほうで修繕を行っております。

以上でございます。

○早稲田委員

そういう協定があるということ、20万円以上または未満ということで決まりがあるということが確認できました。

私の質問は以上です。

・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○中本委員

それでは、二、三点質疑をしたいと思います。

まず1点でございますが、光市が体育課からスポーツ推進課に組織改正をもって名称の変更が行われました。県内では13市でようやく足並みがそろったというような状況になって、さらにスポーツ推進課に名称変わって、さらなるいろんなスポーツに奥深く取り組んでいただきたいというふうな思いがあります。

特に、スポーツという身体運動の愛称で何種かまとめて、ひとつはスポーツという一つの呼び名がありますが、陸上、野球スポーツ、テニス、水泳、登山、釣りとか、ゴルフもスポーツの仲間に入りまして、もちろんアスレチック、それから、もう一つは楽しみを求めるというのがスポーツであります。それからもう一つはレクリエーションを兼ねてというスポーツになろうと思います。

そこで、スポーツ推進課と名称が変わりましたので、これを機に今後の取組について の思いをお聞かせいただいたらというふうに思います。よろしくどうぞ。

○三好スポーツ推進課長

4月1日の組織改正により、体育課からスポーツ推進課に課名が変更となりましたことから、市民の皆様にとりまして、よりスポーツが身近で取り組みやすいイメージとなるようPRをしていくとともに、引き続き参加しやすく魅力的なイベントの開催に向けて、他の所管のイベント等々も連携を視野に入れて検討するなど、特色ある大会の開催に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員

この4月から名称変更でありますので、まだ日にちがたっておりませんので、具体的な思いはなかなか難しいという状況はよく分かっております。

今まで伝統ある、歴史あるスポーツ大会が、いろいろ発展的に解消になってしまった というような状況は確かにそうだと思います。

今言われましたように、より身近に簡単に参加できる、市民参加型の楽しめるレクリエーション機能を持った、やっぱりスポーツを今から考えていかないと、今の状況では市民がどこで参加するのかと、子供たちはどうして参加できるのかというような方向になってしまっておりますので、ぜひこの機にスポーツ推進課のますます中身に充実したスポーツを提案していただきますようにお願いをしておきます。

それから、もう一点は、今回、HIKARIリレーマラソン2023、日本記録を競うというようなタイトルで、駅伝に変わっての初開催でありました。初めての大会で多くの反響があったというふうに私は聞いております。この大会を開催された思いと結果について、御見解をお聞きしたいというふうに思います。

○三好スポーツ推進課長

それでは、リレーマラソンの内容でございますが、第1回大会を令和5年3月19日に 大和総合運動公園の周回コースを設営しまして、個人の部5名、チームの部24チーム 196名、合わせて201名の御参加を頂き開催させていただきました。

記録集計などにおきましては、これまで光市が執り行っておりました大会については、陸上競技協会の御協力を頂き手動により計測しておりましたが、本大会においては、I Cチップを活用したことにより、大幅に記録集計の時間の短縮、それから周回計測が簡易となりましたことから、また参加者のスマートフォンを活用され、自身のチームの順位がリアルタイムに把握できたことから、参加者の皆様につきましては大変好評であったという御意見を頂戴いたしております。

今後も引き続き大会運営、また、利便性の向上を図りながら努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員

24チーム、約201名の参加があったというふうに聞いております。最高齢が79歳だったというふうにも聞いております。大変、ICチップを組み込んで集計が素早くできる、

あるいはスマートフォンを使って自分の順位が即座に分かってくるというような状況で、 非常に好評だったというふうに私は聞いております。

今回の大会の課題についてもしあれば、次回に取り向けたい気持ちが、どんな取組を したいかということがあればお示しください。

○三好スポーツ推進課長

本年度の大会開催につきましては、第1回大会の内容等を検証いたしまして、参加者の拡大を図ることを重点課題として取り組むこととしております。そのため、大会参加資格につきましては、検討中ではございますが、過去に開催しました光市駅伝で参加があった中学生についても参加できるよう、関係者と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員

一応、中学生まで参加を拡大するということは、非常に喜ばしいことだというふうに思います。従来の駅伝であれば、小・中・高・一般と中学校も全クラブが参加して、市内挙げていろんなことで競っていた。もう応援をあちこちでしたというような光景が浮かびました。

参加は、中学生の参加を得て、また盛り上げようというような大会で、思いでありますので、ぜひ来年度もしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

エントリー開始、もう24年度のエントリーを開始しますよという、こういうものがネットで出てきました。もちろん、今のHIKARIリレーマラソンも、これをクリックすれば出てきますので、そういうようで全国にこういうのを使って発信しておりますので、かなり効果が出てくるかなというふうに私は期待をしております。

所管としては大変でしょうけど、これを機に、このリレーマラソンをしっかりと継続していけるような体制で取り組んでほしいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、もう一点でありますが、小中学校の施設がもう御承知のように老朽化に直面をしております。小学校の校舎は11校、築後30年を超えるものがほとんどだというふうに思います。

中学校では、特に大和中学校は昭和37年と最も古く、中学校もほぼ半数が30年を超えたというような状況であります。もちろん平成26年までには耐震基準に十分満たされたと、いち早く耐震基準にも取り組んでいただきました。本当に敬意を表したいというふうに思っております。

ところが、学校は教育をする場所として、もちろん子供たちの生命を守る役割も担っておりますし、安心、安定な教育環境を実現するということが第一だというふうに思います。

したがって、今、学校トイレがかなり老朽化、古いというような状況の中で、各小中 学校で改修が行われてまいりました。この改修の必要性や効果でありますが、市内で全 中学校・小学校のトイレ改修については、洋便器率がどんな状況でしょうか、教えてください。

○吉永教育総務課長

委員からは、小中学校のトイレの洋式化を進める中で、現在の洋式化率についてのご 質問を頂きました。

小中学校でございますが、大便器のほうで申し上げますと、合計で550基ございまして、洋式化率は60%、洋式化の基数でいうと330基となっております。 以上でございます。

○中本委員

まだまだ洋式化率が進んでおりませんね。まだ60%なので、今まで洋式化した効果はどうかというのは、ちょっと聞くのもどうかなと思いながら、しかしながら費用をかけて投資しておりますので、健康面の改善とか、いろんな状況が変化しているだろうというふうに思っていますので、その辺の効果の実感がありましたら教えてください。

○吉永教育総務課長

洋式化を導入したことによる効果ということで、様々な効果が確かにございます。その中で何点か、頂いた環境面の効果等も含めて御説明をさせていただきますと、まず子供たちに直接関わることでございますので、学校現場からの声といたしましては、トイレの雰囲気が明るくなった、子供が入りやすくなったといった好意的な御意見もいただいております。

実際に、子供たちが普段から御自宅等で使い慣れている洋式トイレを使用することで、 これまで確かにトイレを我慢する子供もいらっしゃったということで、そういった視点 からいうと負担感の減少といったことはあるのかなと思っています。

また、それ以外にも洋式化する効果といたしましては、先ほどの環境面の、衛生面での効果という視点でいきますと、トイレの床の部分を乾式に変えたことで衛生面での効果はかなりあったという部分はございます。

また自動水洗にしたことによって、直接手に触れることなく手洗いができるといった ことも効果の一つと思っておりまして、実際にちょうどコロナ禍でもございましたので、 そのタイミングでいきますと、より衛生面での効果はあったと思っております。

それ以外にも、いわゆる節電・節水効果も洋式化の中には当然ございます。

まず、節電の視点で申し上げますと、照明を人感センサーに変えること、あるいはLED化をすることというのはございます。

節水効果で申し上げますと、これまで本市が使っていた和式トイレが、おおむね1回の使用に11L必要でしたが、それを洋式化することによって8Lと変わっています。

また、男子の小便器につきましても、これまでの使用でいうと4Lの部分が2Lに、約2分の1になったということでございます。

これが、実際に効果として、水道の使用量の部分でどう反映されているかという部分

で、こちらのほうも統計は取っておりますけれども、その部分で申し上げますと、実際には水の使用量はトイレ以外の使用等もございまして、児童数も変わってきたり、いろんな要因がありまして、数値として顕著な効果というのは、現状ではまだ把握ができていない状況ではございますので、今後そのあたりの数値についても、どういった効果が出るのかを含めて注視はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○中本委員

洋式化によって衛生面の向上がすごいよくなった。子供たちは、教育環境の現場で、 しっかりと日常的ないろんな生活習慣の中での効果が出てきたというような話でありま した。

特に、まだ40%残っておりますので、またいろんな声が、トイレは汚いとか、臭いが嫌いだとか、あるいは和式トイレはと。一般家庭が大体洋式にほとんどなっておりますので、その辺を踏まえて、できるだけ早く洋式化にしていただきますようにお願いをしております。

さらには、トイレのバリアフリー化ということも言われておりますので、今後はそのことも含めて、引き続き洋式化に向けて積極的に取り組んでいただくことをお願いをいたします。

費用対効果でありますが、60%の時点でありますので、ようやくさっき説明がありましたように、節水の問題、あるいは節電の問題等々、確かに効果は出ているというふうに私も判断をいたしておりますので、できるだけ今からトイレの改修は児童生徒の健康面でなく施設の管理用経費を抑えるためには、ぜひ100%トイレ改修ができますように鋭意努力をお願いしたいと思います。

質問は以上です。

・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

- 2 政策企画部関係分
- (1)付託事件審査

①議案第39号 光市税条例の一部を改正する条例

説 明:岩崎税務課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

②議案第35号 令和5年度光市一般会計補正予算(第4号) [所管分]

説 明:北川財政課長兼行政経営室長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

※報告事項

①一般会計移管地(旧光市土地開発基金保有地)一覧表

説 明:北川財政課長兼行政経営室長 ~別紙

質 疑

〇中本委員

基金の保有地一覧表でありますが、これはどういう形で整理をしようとしておられるのか教えてください。

○北川財政課長

基金の廃止によりまして、これらの土地というものは事業化に向けて先行取得を依頼 した各所管課に移管をいたしました。

今後につきましては、各所管課におきまして、行政財産として引き続き保有して、事業化を検討するのか、あるいは普通財産に分類替えを行って、売却等を行うのかという判断を行うこととなります。

以上でございます。

○中本委員

了解しました。

○仲小路委員

それでは、何点かお聞きしたいと思います。

最初に、統計情報の住民基本台帳による年齢別、人口年齢の区切りについてですけれども、ゼロ歳から6歳までは1歳区切り、それから7歳から9歳の3歳区切り、その後は5歳区切りと10歳区切りがあり、これについてどういう根拠で決められていますでしょうか。また、子供の状況を把握するために、中学3年までの15歳までは1歳区切りにするなどの年の区切りの変更等の検討はできますでしょうか。

○佐々木企画調整課長

統計情報についてお答えをいたします。

ホームページにおいて、住民基本台帳による人口を統計情報として公表しておりますけれど、仰せのとおり、6歳までは1歳区切りで、その後は3歳、5歳、10歳といった年齢の区分で記載をしております。

お尋ねの根拠でございますが、この根拠につきましては、詳しくは分かりかねるのですけれど、統計情報としてある程度集約した形にまとめているものでございまして、以前より長い間、同じ手法で公表をしているところでございます。

経年変化を見ていくためには、区分の継続性といったところも必要と考えておりまして、すぐに変更することは想定しておりませんが、他市の状況等も確認をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。いろいろ使い勝手がいいように検討していただければと思います。

それから、補正予算の考え方についてなんですが、当初予算に対しまして不足が生じるような場合の増額や、事業の変更、中止などによる減額は必要ですけれども、年度末近くになって1,000円単位での増減というのがありますけれども、これはどのような理由で行われていますでしょうか。

決算時に補正後の予算で比較して、不用額の算出をしていますが、本来は特別な要因がない限り当初予算と決算を比較して、当初予算の組み方が適正かどうかを判断すべきではないかと思いますが、細かい補正予算をすると、それができなくなりますが、どのように考えればよろしいでしょうか。

○北川財政課長

まず、年度末近くになっての1,000円単位での増減というお尋ねでございますけれど

も、3月議会における補正予算では、各課で精査いたしました決算見込み額に基づく補 正を行っているところでございます。

増額につきましては、可決済み予算では事業実施に必要な経費が不足するため、その 不足分につきまして見込み額を補正するものでございます。

一方、減額の理由でございますけれども、決算時に多額の不用額が発生するような状況とならないよう、執行が見込まれない額、例えば入札が済んで額が確定したもの等につきましては、減額で補正をしているものでございます。

それと、当初予算と決算の比較ということでございますけれども、まず、当初予算につきましては、予算編成方針等に基づきまして、翌年度に実施する各事業に必要な経費を見積り、積み上げられたものでございますけれども、編成時点での見積りでありますことから、執行時には当初想定できなかった法の改正であったり、国の新規事業への対応、昨今の物価高といった経済状況や災害であったり、感染症等突発的な事業の発生といった変動に対応する必要がございます。こうした変動への対応といたしまして、原則としては補正予算により対応をさせていただいているところでございます。

当初予算に計上された経費についての検証ということにつきましては、ただいま申し上げましたように、当初予算というものはあくまでも編成時点での見積りということでございますことから、一方で、執行段階では各種情勢の変動というものが反映されておりまして、数値と前提となる経済状況等が予算編成時点とは異なっております。仮に、補正予算を編成していなかったとしても、当初予算額と決算額の数値のみをもって、当初予算の積算が正しかったのかというのは、なかなか困難なものではないかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。状況をよく確認ができました。

それから、令和4年度の民間提案制度についてですけれども、採用になったのは、新たな財源ゼロで地域レジリエンスと脱炭素化の同時実現に向けた御提案及びリースを活用した省エネ・総エネ設備の導入による財政負担軽減、付帯サービスによる市民サービスの向上の2件ですけれども、それぞれの概要と採用の理由をお示しください。

○北川財政課長

民間提案制度に係る令和4年度の実績の概要と採用理由ということでございます。

令和4年度につきましては、民間事業者の自由な発想で自発的な提案を募集するフリー型というものを試行的に実施いたしまして、光市民間提案制度審査委員会で審査を行い、委員仰せのとおり2件の提案を採用いたしました。

その概要と理由でございますけれども、2件とも新たな財政負担を伴わずに、公共施設等に省エネ設備等を設置する脱炭素化に係る提案であり、脱炭素化の推進及びコスト縮減に高い効果が期待できることを理由に採用したところでございます。

現在、所管課であります環境政策課を中心に、事業化の可能性を探るための協議を続

けておりまして、今後、事業化に至りましたら、改めて詳細内容につきましては公表させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。また、細かいことにつきましては、所管の環境政策課等で検討される ということで了解いたしました。

それから、令和5年度の民間提案制度において、対話の受付を6月26日まで行っていますが、現在までの受付があれば件数を示しください。

○北川財政課長

令和5年度の民間提案制度における対話受付件数のお尋ねでございますが、現在までに、フリー型とテーマ型につきまして、それぞれ1件ずつ対話を受け付けているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。あるということで安心をいたしました。

それから次の質問ですけれども、会計での支払いについての件ですけれども、1つは 業者への支払いにおいて、所管からの請求書に基づいて支払いを行いますけれども、金 額によっては資金の事前準備等が必要な場合もあると思います。請求書の受け取り以前 に情報を所管から受け取ることがあれば、その状況をお示しください。また、請求書を 受け取って支払いまでにかかる日数について決められていますでしょうか。

○髙木会計課長

1件につき100万円を超える比較的高額な請求に対する支払いについては、毎月全庁 的に支払予定日、支払予定額、所管課など事前に支払予定についての確認を行っており、 こうした支払い状況をもとに資金繰りを行っております。

また、請求書を受領して支払いまでにかかる日数についてでございますが、所管課が 給付の完了の確認、または検査を終了したのち、相手からの適法な支払請求を受けた日 から、基本的に30日以内に支払うことにしております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。それから、一般的には振込先と同じ金融機関から振り込めば、振込手数料が低額になりますが、光市においては出金の金融機関はどのようになっていますでしょうか。また、金融機関へは振込先名、振込先口座、振込金額はどのように伝えていますでしょうか。

○髙木会計課長

光市では地方自治法の規定により、山口銀行を指定金融機関に指定しており、山口銀行との契約に基づき振込業務を行っております。また、現契約におきましても、山口銀行から同行、あるいは山口銀行から他行等へ振込んだ場合でも、手数料の額が変わることはございません。また、金融機関への振込情報の伝達は、インターネット経由のデータ伝送にて行っております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。それから、業者から請求書を提出後に、支払日の問合せ等があった場合ですけれども、実際に請求書が会計課に届いておれば回答ができると思いますが、まだ所管から届いていないときにはどのような対応をしていますでしょうか。

○髙木会計課長

まず、お問合せのあった業者の方から詳細な内容をお聞きしたのち、会計課内で処理 状況や処理状況の確認や、該当所管課への対応状況の確認を行った上で、できる限り速 やかに会計課もしくは担当課から業者の方への回答をしております。

なお、光市では定期的な支払日として、毎月10日、20日、末日と設定して支払処理を しており、担当課においても、この定められた支払日に従って、期限内に支払い処理が 完結するよう事務を進めているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。そういうような形できちんとやられていることで確認いたしました。 それから、市からの支払いについては、所管から振込先名、振込口座、また、振込金額はどのような方法で受け取っていますでしょうか。また、その場合に振込不能が発生することもあると思いますが、その状況や防止の対策はどのようにしていますでしょうか。

○髙木会計課長

振込情報につきましては、所管課から庁内のイントラネット経由の電子データ等で受領をしております。基本的には、振込依頼を行う担当課の申請情報がベースとなっておりますので、担当課には振込依頼の前に必ず振込情報の正確な確認をしていただくようお願いしております。

また、会計課におきましても、支出伝票の審査の際は必ず請求書等に記載された口座情報と照合するほか、振込不能の防止マニュアルを作成し、庁内周知を図るなどの対策を講じております。

以上でございます。

○仲小路委員

今、この振込不能ということにつきまして、ある程度の件があると思いますが、どのような事例がありますでしょうか。

○髙木会計課長

振込不能につきましては、訂正・組戻等種類がございます。

訂正につきましては口座番号の誤り等がございまして、金融機関コードを間違って口 座番号に書いたりするというような誤りがあったりします。

組戻の場合については、銀行の誤り等、あとは受取人が死亡した場合等がございまして、死亡のあとの御遺族に手続を変更するなどは、組戻の処理等がございます。

合計して、令和4年度で151件となります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。より適正な作業が進むようによろしくお願いします。 以上です。ありがとうございました。

〇西村委員

それでは、何点か質問させていただきたいんですけれども、今回、一般質問で小中一貫やまと学園の整備に伴う遊休財産の利活用についてお尋ねをいたしましたが、それに関連するような形で後学のために、確認というか教えていただきたい部分から質問させていただきたいと思います。

今回、やまと学園、あるいは4小学校の再編をするに当たっては、先ほど教育委員会でもお伺いをしたんですけれども、準備委員会で、一定の市民の皆様からの御要望、活用についての御要望、子供たちのために何らかの形で使用していただきたいと、そういったような声があるという話はあるんですけれども、仮に、これを民間活力に差し向けるとした場合、どういった手続というか手順を踏むのかというところを確認させていただけたらと思います。例えば、売却するとなった場合、前の補正予算のときにもありました浅江中学校のように、まず用地の測量、あるいは不動産鑑定、そういった流れというか一連の手続があろうかと思うんですけれども、その手続の流れというものを教えていただければと思います。

○北川財政課長

不動産の売却ということでの流れというお尋ねでございますけれども、仮に測量登記がされていない物件であれば、委員仰せとおり浅江中学校の場合と同様に、まず測量登記を行って面積を確定いたしまして、学校であれば当然広い土地でございますので、不動産鑑定業者に依頼をして不動産鑑定を経たのちに売却処分、処分という流れになります。

以上でございます。

○西村委員

その不動産鑑定をしていくまでの流れというのは、これは行政財産として行うという ことで、各所管でこれは行うものという認識でよろしいですか。

○北川財政課長

その財産が行政財産であれば、施設所管課がまずはその行政財産として鑑定を行うという流れをとっているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

ちなみに、その今の測量登記、あるいは不動産鑑定というものには、もちろん個別具体、様々あると思うんですけれども、一般的にはどれぐらいの期間を要するのか、そのあたりの目安があればお伺いいたします。

○北川財政課長

一般的にはというお尋ねでございますけれども、期間につきましてはその土地の面積、境界を接する土地の所有者の方がどのぐらい数いらっしゃるかというのによって変動するので、一概にとは申し上げられないんですけれども、このたびの浅江中学校の例で申し上げますと、測量登記業務に1か月半程度、不動産鑑定評価業務に2ケ月程度かかるのではないかと見込んでおります。

また、土地の価格や面積によりましては、財産価格審議会での審議や議会の議決というものを経る必要がありますほか、売却の場合は原則として入札で行いますので、これらも勘案しますと、先ほどの期間に加えてさらに数か月、期間を要するものと考えております。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。期間に関しては、おおよそ半年ぐらいの単位でかかってくるのかなと。1.5か月、2か月、さらに数か月と、かなり長期間の期間を要する手続であろうというのは理解をいたしました。

ちなみに、行政財産から一般財産に移管するとなった場合、例えばこれは建物が建っていた場合とかっていうのは、解体更地にした状態で、測量とか全部終わった上で、行政財産から普通財産に移管するというのが原則という解釈と言うか認識でよろしいでしょうか。

○北川財政課長

解体して更地にして普通財産に移すのかというお尋ねでございますけれども、まず用途を廃止したのち、行政財産を所管する所管課において、庁内調整を行ったのちに建物

つきで売却をするのか、それとも建物を解体して売却するのかの検討をまず行います。

建物を解体して売却する場合については、所管課において解体工事、境界確認等を行ったのちに、普通財産に分類替えを行います。建物つきで売却を行う場合は、所管課において入札及び売買契約を結んで、普通財産への分類替えを行うという流れをとっておるところでございます。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。今の御説明だと建物がついた状態で普通財産になることもあるという認識、そういった場合も関係所管と話して、建物つきで普通財産になる場合もあるということでよろしいですか。

○北川財政課長

建物を残したまま、普通財産に分類替えを行うというのは可能となっております。 以上でございます。

〇西村委員

分かりました。ありがとうございます。今後、またもう少し聞いていこうと思うんですけれども、ちょっと所管が行ったり来たり、今回のやまと学園のお話であれば、教育とこの政策企画部とちょっと所管がまたがっているので、私の中でまだ整理がついていないので、また次の機会にしようと思っておるんですけれども、今後どういった形で大和地区にある小学校の廃校の予定地というものが取り扱われるのか。準備委員会の中では、子供たちのためにといったお話もあったり、その一定地域の意向というものがあるというふうに思います。そうしながらも、スピード感を持って、例えば地元で使う、あるいは民間に差し向ける、いろんな選択をするにしても状況的に小学校の中にはコミュニティセンターが入っていたりとか、現実には避難所になっている場合と、様々な考慮すべき要素というのがあるということで、一般質問のときの答弁でも回答があったと思いますけれども、なるべく早くそういった用途であったりとか、使い方というものを整理できるように取り組んでいただきたいなというところは、できるだけ早い段階で方向性を示していただきたいというのはお願いしておきたいと思います。

今からでも地域の意向であったりとかというのは、動き出せる部分だと思いますので、例えばコミセンをこれからどうするのか、動かせるのか、動かせないのか、動かせるんだったら動かす、動かせないのだったらどうしようか、というので、ある程度、不可能な選択肢というのも見当がつく部分もあるんじゃないかなと個人的に思いますので、そういった部分の整理をまずは進めていただきたいなというふうに思います。

これはまた、今後進捗の状況というのは随時確認をさせていただければと思いますので、ぜひ早期に整理のほどをよろしくお願いをいたします。

以上です。

○中本委員

自主財源の確保ということで、ネーミングライツを取り入れられております。

前回聞いたときには、問い合わせはないというような報告でありましたが、現状ではどういう状況でしょうか。

○北川財政課長

ネーミングライツの状況についてのお尋ねでございますが、本市では昨年度からネーミングライツの導入施設ということで、冠山総合公園、光市総合体育館、大和総合運動公園、こちらの3つの施設を選定いたしまして、令和4年の9月22日から11月4日にかけてネーミングライツパートナーの募集に取り組み、その後、随時募集に切り替えて継続して募集に取り組んでおりましたが、誠に残念ではございますが、委員仰せのとおり導入には至っておりません。

このため、今回6月1日から市場ニーズを的確に捉えた、より応募いただきやすい制度を目指しまして、県内で本市が唯一実施しております民間提案制度に、新たな募集提案区分のネーミングライツ提案型、こちらを創設いたしまして、取組の見直しをしたところでございます。

その内容でございますが、従来のように市があらかじめネーミングライツ導入の対象となる公共施設を選定してネーミングライツパートナーを募集するというやり方ではなく、民間事業者側から愛称をつけたい公共施設等を契約期間やネーミングライツ料など条件とともに御提案いただき、ネーミングライツを導入しようとするものでございます。

あと、スケジュールでございますが、まずはネーミングライツパートナーになることを希望する公共施設にネーミングライツの導入が可能であるか、例えば、庁舎とか学校とかというのはなじまないということもございますので、事前に御相談をいただきたいと考えております。

愛称に特定の地名を含む必要があるかなどの条件を確認するために、8月31日までに 事前相談を申し込みいただきます。その後、9月29日までに提案書を御提出いただき、 期限までに頂いた提案について審査を実施し、決定した優先交渉権者と契約に至れば、 原則として令和6年4月1日からの愛称の使用を開始したいと考えております。

現時点の状況でございますけれども、現在のところ残念ながら応募はいただけておりませんが、ホームページや広報はもちろんのこと、例えば、光商工会議所や大和商工会様などにも御協力いただきまして、市内の事業者の方を中心に積極的な周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〇中本委員

なかなかいい提案でありますが、なかなか応募がないというような状況であります。 民間提案制度ということで改めて提案制度を変えられるようでありますが、結局、何 が課題なのか、何が問題なのか、他市によってはたくさんそういうネーミングライツ パートナーを見つけておりますし、どこが課題なのか、よく精査されましたか。

○北川財政課長

なぜ導入に至らなかったのかというお尋ねでございますけれども、現在、ネット広告が主流になっていることもありますし、一方で対象施設や我々が提示したネーミングライツ料というものが市場ニーズとマッチしていなかった部分もあるのではないかということで考えております。

このため、先ほど御説明いたしました企業の方から施設であったり、広告料というかネーミングライツ料であったりというものを御提案いただきつつ、ハードルを下げて募集をかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員

分かりました。問題はやっぱり最初の提案の中でのネーミング料もありますし、その 辺の状況の判断もね、ちょっとあまりにもハードルが高すぎたのかなと。もう少しその 辺を精査しながら、しっかり、このいい提案制度を十分企業に活用していただくような ことをしないと、いつまで経っても「募集しましたが問合せがありません」とかいうよ うな状況ではいけないというふうに思っておりますので、しっかりもう一回よく精査し ながら検討をしてください。

以上です。

○早稲田委員

1点質問いたします。私の一般質問のときに、広告媒体について質問いたしましたけれども、広告の収入についてそのときに聞くのを忘れていましたので、その広告収入についてお尋ねいたします。

○北川財政課長

広告収入についてのお尋ねでございますけれども、行政経営室で把握している範囲では、令和3年度を決算ベースで申し上げますと7件。収入額は355万8,400円となっております。

以上でございます。

○早稲田委員

令和3年7件、355万8,500円ということで、今後収入が増えて、また市内の業者のPRにもつながるような企画があればいいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

3 環境市民部関係分

- (1) 付託事件審査
- ①議案第35号 令和5年度光市一般会計補正予算(第4号)〔所管分〕

説 明:周田環境政策課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

②議案第36号 令和5年度光市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

説 明:小熊環境市民部次長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

質 疑

○仲小路委員

それでは、質問させていただきます。光市省エネ家電購入支援補助事業、省エネ家電 買替え応援キャンペーンですけれども、6月16日に再開されましたが、直近までの補助 金額と補助件数をお示してください。

○周田環境政策課長

省エネ家電購入支援補助金の直近の補助金額と件数でございますが、受付を再開した 6月16日から6月21日までの4日間の実績を申し上げます。

補助申請金額558万4,000円、件数124件でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。非常に好調なペースで進んでいるというふうに思います。 それから、実際に申請に来て、書類不備で再提出となった場合あるいは申請の対象外 であったような例はありますでしょうか。

○周田環境政策課長

まず、書類不備についてでございますが、申請に当たり必要な書類の提出が幾つかありますが、対象家電の保証書の写しもその一つとしております。保証書はメーカー発行のものと販売店発行のものとがありまして、必要な書類はメーカー発行のものとなります。この保証書をお間違えの方がいらっしゃいましたので、再度メーカー発行の保証書を提出いただいたことが数件ございます。

次に、申請の対象外となった事例でございます。対象家電の要件である省エネルギー 基準達成率100%以上の製品という基準に達しておらず、申請の対象外となったケース が2件ございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。特に達成率が足らないでできなかったというのがないように、また周 知のほうよろしくお願いしたいと思います。

それから、ごみの件ですけども、ごみ減量等推進委員会議は年2回開催されておりますけども、令和元年度までは会場での開催でしたが、令和2年度から令和4年度までは新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議資料の回付による書面開催となっておりました。今年度は会場での開催と聞いておりますが、参加対象委員数、お知らせの方法、また開催会場、また開催開始及び終了時刻、また会議の内容、また欠席の場合の対応をお示しください。

また今年度、もう既に開催されているというのがあるとお聞きしましたが、その参加 状況も併せてお示しください。

○山田環境事業課長

ごみ減量等推進会議につきましては、ごみの減量や適切な分別など、ごみにかかる諸課題について、行政と住民が一体となって取り組むために設置されたものです。ごみ減量等にかかる市からのお知らせや地域住民の皆様からの御意見、御要望を伺う場としても重要な機会となっていることから、毎年6月と2月の年2回実施しております。

会議の参加者は、各地区から選出された約350名の委員さんが主な対象となっております。会議の案内は郵送により行っております。

会場は、伊保木と牛島を除くコミュニティセンター10会場で、会議の時間は各会場で 異なりますが、夕方6時以降の開始で1時間程度の会議となります。

会議の内容は、主にごみ減量等推進委員の役割や光市のごみ処理の状況、ごみ減量の取組などを説明させていただいた後、質疑、意見交換の場を設けております。

御都合により欠席された委員さんの方には、後日、資料を送付するとともに、自治会 内での資料回覧をお願いしております。

また、今年度第1回のごみ減量等推進会議を今現在行っておりますが、今日現在、光

井、塩田、東荷の3会場は実施済みでございます。

現在のところ、約8割の委員さんが出席いただいているとこでございます。 以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。非常に出席率がいいということで、また徹底してやっていただけたら と思います。

それから、死亡届の手続後に発行される死体火葬許可書を入れるため、A4サイズが収納できる専用の封筒が6月から使用されるようになりました。表に黒の水引がデザインされ、その下に「謹んでお悔やみ申し上げます、光市」、また「埋火葬許可書在中」と印刷され、光市民として最後の手続にふさわしい心のこもった対応ではないかと思います。

併せて、A3サイズの光市行政手続ガイド、死亡したときを2つ折りにした案内が同 封されています。この封筒が使用されるようになって1か月足らずですが、市民や関係 の方からの声がありましたらお聞かせください。

○小熊環境市民部次長

委員御紹介の火葬許可書を入れる専用封筒、便宜上、お悔やみ封筒と呼んでおりますけれども、これにつきましては、使用者の利便性等を十分考慮した上で封筒の大きさを選定し、職員がデザインをしたものでありまして、6月1日より使用を開始したところでございます。

評判に関してのお尋ねでございますけれども、通常、死亡届は葬儀会社の方が提出されますので、その声ということでお答えをさせていただければと思います。窓口で対応した職員によりますと、「A4サイズの書類が入るし、葬儀関係の他の書類等も一緒に入れられる大きさなので使いやすい。」「一目で葬儀用と分かるので、つくってもらってよかった。」「優しい感じがして親切な感じがする」など、おおむね好意的な感想を頂いているということでございます。

また、評判ということではありませんけれども、後に御遺族の方が相続等の関係で亡くなられた方の戸籍を取りに来られるといったような場合があるんですけれども、その際に、お悔やみ封筒を書類入れとして使っている様子が見られること。

それから火葬許可書と一緒に、死亡したとき用の行政手続ガイドを同封することができるようになったことで、事前にある程度必要な手続というのを把握されて窓口に来られる方が増えておりまして、手続のほうもスムーズに進んでいる印象があるといったような副次的な効果について報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

非常にすばらしい内容だと思いますし、封筒もちょっと集めにできておりますので、 保管するにも非常にいいなというふうに思っております。 それから、マイナンバーカード申請支援業務を市内9郵便局に委託する予算が今年度 計上されていますけれども、委託について現在どのようになっていますでしょうか。

○小熊環境市民部次長

お尋ねの事業につきましては、市内11局ある郵便局のうち、9局でマイナンバーカードの申請サポート、申請の受付を行ってもらうもので、マイナンバーカードの普及対策の一つとして今年度から実施することとしているものでございます。

進捗につきましては、現在各郵便局と受付スペースやプリンターの設置場所など、実施体制の詳細を詰めるとともに、並行して必要機材となりますプリンター、それからデジタルカメラ、こちらの調達準備を進めているところでございます。

今後、7月中旬を目途に事業実施に関する委託契約を締結し、受付スペースの整備や申請受付に係る郵便局職員への説明を順次行った後、9月からの実施を予定しているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。順調に進むように思っております。 以上です。ありがとうございました。

○西﨑委員

三島コミュニティセンターの解体、建て替え事業についてお尋ねいたします。

三島コミュニティセンターの工事につきましては、出張所とかあるいはホールなどの使用が途切れずに利用できるように工事を進めるというふうに聞いております。一応古いほうの解体、それから新しいほうの建設工事、これは工事の順序をどういうふうになっているのかお聞きしたいのと。

初めに古いほうを全部解体した後、その用地に建築、新設工事をする場合と、どれくらい建設費が違うのか。話によると、かなり建設費が膨らむんじゃないかというふうに聞いておりますけど、その辺ちょっとお尋ねをいたします。

○讃井地域づくり推進課長

それでは、三島コミュニティセンター建設工事の工程についてお答えします。

三島コミュニティセンターの建設工事は、限られた敷地内での建て替えとなることから、新たなコミュニティセンターを建設した後に既存のコミュニティセンターを解体しようとする場合、これには十分な工事スペースが必要となるということが課題となっておりまして、工事期間中の施設利用者や周辺住民の安全の確保を最優先に考えて段階を分けて施工することとしております。

詳細な工程につきましては、施工事業者が決定した後、事業者から改めて示されることとなりますが、設計段階での工程案を申し上げますと、令和6年1月から6月までにホール部分の新築工事、同じく令和6年7月から9月までに既存ホールの解体工事、そ

れから既存部分の本体部分の改修工事と消防機構の新築工事、10月から翌年2月までに本体部分の新築工事と外構工事を行いまして、令和7年4月に供用開始をした後、令和7年5月から12月までに既存の本体部分の解体工事、屋外附帯工事、外構工事を行うことを想定しているとこであります。

それから2点目に、工事を一括でやった場合と工程を分けて実施した場合、建設費がどの程度違うのかということでございますが、最初に既存施設を解体して施設を新築するということになりました場合、現在の三島コミュニティセンターの利用者の方が利用できなくなる期間が生じてしまいますので、それは考えておりません。

段階的に工事を施工した場合の工事費についてでありますが、一括して施工、すなわち最初に新築で建てて、それから全てを解体するといった場合ですが、その比較となりますけども。

まず1点目、建築構造上追加でくいや基礎、鉄骨の柱などが必要となること。

2点目にホール部分の新築後、本体部分ができるまでの間、ホール利用者の仮設トイレの設置が必要となること。

3点目に、既存ホールの解体後に既設の本体部分の壁の改修が必要となることなどから、総額で工程を分けて施工した場合の方が約600万円から700万円程度増加する試算となっております。

以上でございます。

○西﨑委員

やはり利用者のことを考えると、600万円から700万円増になっても、これは仕方がないのかと思います。分かりました、ありがとう。

○中本委員

それでは、空き家対策について質問をいたします。空き家対策特別措置法が新しく令和6年4月から不動産登記は義務化されますというような情報をマスコミ等で発表されております。

その特別措置法の中身について、お願いをいたします。

○山根生活安全課長

空き家等対策の推進に関する特別措置法の、今委員さんのほうでちょっとお話がありましたが、一部を改正する法律の概要というもので、御説明をさせていただけたらと思います。

本年6月14日、一部を改正する法律が公布され、現行の「適切な管理の努力義務」に加え、国・自治体の施策に協力する努力義務が課せられるようになっていく予定になっております。

特に市民の皆様に関連するのが、特定空家に至る前段階の「管理不全空き家」に対し、管理指針に即した措置を市区町村長から指導・勧告することができるようになっておりまして、勧告に至ると管理不全空き家につきましては、固定資産税の住宅用地特例が

 $200 \,\mathrm{m}^2$ 以下の小規模住宅用地であれば6分の1、 $200 \,\mathrm{m}^2$ を超える一般住宅用地は3分の1になるという特例が解除になるという制度が6月14日に公布されて、一部を除き「公布の日から6か月以内に施行」というふうなことに直近なっております。

それと、民法等の改正により相続登記が義務化されるという状況もございます。これも、もうしばらくすれば、いろいろ詳細が国のほうから通知なり、通達なりで流れてくるというふうな状況でございます。

以上です。

○中本委員

今、説明を頂きました。法改正によって、不動産登記を義務化あるいは税制の効果がなくなって、空き家をそのまま放置しておきますと、非常に管理者については不利を被るというようなことだというように思っております。

したがって、今、来年の4月からでありますが、こういう新しい新法になるというようなマスコミの報道がありますので、もう間違いなく来年の4月からそういう義務化されますので、現状を光市で照らし合わせますと、令和元年度の調査しかここにありませんので、危険空き家、危険度ランク別空き家戸数というのがありまして、5ランクに分けてその状態を明記しております。特にDランク、建物全体に危険な損傷が認められる、放置すれば倒壊の危険性が高まると考えられる。あるいはEランクは建物全体に危険な損傷が激しく倒壊の危険性が考えられるというようなランクづけをしております。

したがって、そのDとEランク、Dが37戸、Eランクが30戸というようにかなりの個数がありますので、この新法が新しく来年の4月から不動産の登記が義務化になって、管理者の責任が大きいんですよというような事前にそういうものを啓蒙するようなことをしないといけないかなと、早めに。今法務局ではあちこちでそういう説明会を開いておりますようでありますので、自治体としてはこの危険空き家等を抱えている状況の中で、何かの形で事前に早くお知らせをするというような方法が必要ではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○山根生活安全課長

危険空き家等の管理について、私どものほうでは、今回5月1日発送の固定資産税の納税通知書に同封する形で、空き家の適正管理をお願いする文面と両面刷りのチラシを作成しまして、危険空き家除却促進事業補助金などの周知も含めて、お知らせをさせていただいているところでございます。

以上です。

〇中本委員

情報提供は、今こういう形で情報提供しようということでありますので、よく分かりました。今のDランク37戸、Eランク30戸が、令和元年度に調査しておりますのね。既に5年たっておりますので、かなり老朽化が進んでいるのだろうというふうに思いますが、その辺のことは何かの形で情報を収集しておられますか。

○山根生活安全課長

私どものほうでEランクにつきましては、建築士資格を持つ職員同行の上で、特定空家等の措置対象に該当するか否かに係る現地調査を実施しておりまして、調査時点では特定空家に該当する建物はございませんでした。

その後、市民からの情報提供という形で、様々な危険空き家等の情報を頂戴しておりますので、そういったところで、所有者であったり、相続権者等を調査の上で、直接訪問であったり、文書送付であったりという形で、適正管理のお願いをさせていただいているところでございます。

以上です。

○中本委員

しっかりと危険空き家等を含めて、現地見てあるいは情報を周知徹底しながら対応してお願いをしたいと思います。

今この状況の中で、今現在特に国道188号島田市交差点付近でありますが、外壁が剥がれて歩道に落下しております。建物の傷みが激しくなっており、非常に危険な状況ではないかと思われる空き家があります。市のほうで歩道にコーンを置かれていますが、市の空き家対策としての対応状況はどのようにお考えでしょうか、お聞きをします。

○山根生活安全課長

委員お問合せの案件も含めまして、各方面から情報提供を頂戴しております管理不適切な空き家につきましては、私ども生活安全課のほうで、空き家の関係の特別措置法に基づき所有者もしくは相続権者の調査を行い、判明し次第、訪問や文書送付などといった形態で、継続的に適切な管理のお願いをしているところでございます。

また、危険空き家除却促進事業補助金の交付対象となり得るかについて、令和元年に実施した空き家等実態調査データを基に、補助要項に定める不良度判定調査基準表により、複数の建築士資格を持つ職員同行で現地調査を実施しておりますが、外壁の剥離等にとどまる状況であれば、主体構造に問題はなく倒壊の恐れはないため、交付対象とはならないという判断をしているところでございます。

該当物件であれば補助金の利活用についても、併せて働きかけをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

〇中本委員

非常に倒壊の恐れがないというようなことで、補助金の対象外だというようなことであります。しかしながら、今すぐ外壁が落ちそうなと、通っている方が非常に上を見ながら走って通らなければいけない、そんな危険な状態。一番メインの交差点の中でありますので、非常に目立つ、非常に危険だということは、周辺の人はもうよく分かっておりますので、このまま放置しちょっていいのか。じゃ、もし、けが人が出たとかあるい

は危険な状況にいつ落ちるか分からない、そんな状況の中で、このまま放置しちゃっていいのかというふうに周辺の人も思っております。

一番メインのところでありますので、やっぱり何か手を打つ方法を考えていかないといけないのかなというふうに思っております。状況は私もよく分かっておりますので、何とか適切に処理できるような方法を早くやらないと取り返しのつかないような状況になってくるというふうに思っておりますので、ぜひ積極的に改善に向けて周知徹底、あるいは面会したりして、再度、再度よろしくお願いをしておきます。

以上です。

○西村委員

それでは、何点かお伺いさせていただきます。

まず、大和総合運動公園の倉庫の中に、大和コミュニティセンターの備品、テントとか机とか椅子とかがあると思うんですけれども、その管理というのは、これどのようになっているんでしょうか、お伺いいたします。

○讃井地域づくり推進課長

大和コミュニティセンターが管理している備品のうち、お尋ねのあった大和総合運動公園に保管しているテント、これにつきましては、合併前に旧大和町ふるさとづくり町民協議会が、ふるさと祭りの備品として宝くじの事業を活用して購入したものと聞いております。机や椅子などの備品も同様の目的で購入したと考えられます。その後、平成16年の合併によりまして、ふるさとづくり大和協議会に引き継がれ、平成21年の同協議会が解散、これに伴い、光市に寄贈をされたと聞いております。

管理につきましては、当初から実質的には旧大和町のほうで行っており、合併後は大和支所に引き継がれ、平成31年に現在の大和コミュニティセンターが整備されたことに伴いまして、令和元年度からは大和コミュニティセンターが管理を行っております。

したがいまして、貸出しにつきましては、事前に大和コミュニティセンターに申込書の提出が必要となります。そして大和総合運動公園には、大和コミュニティセンターから連絡を行いますので、備品を使用する際は、大和運動総合公園の事務所で保管している倉庫の鍵を借りてから使用するという流れになっております。

貸出しの管理については、以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。今御説明があったように、申請用紙自体は大和コミュニティセンターで、鍵の貸出しは大和総合運動公園でということになっておって、今、経緯を説明いただいたとおり、旧大和町時代からの引継ぎということで、そういった管理がちょっと実運用という観点からすると、行ったり来たりになっている状況というのは理解をしています。

ただ、1か所で使用する側からすると、申請も鍵も総合運動公園でとなるほうが、申請者にとって優しいかなと思いますので、今後、できるだけ行ったり来たりがないよう

に管理をできるように一応お願いをしておきます。

続きまして、ごみカレンダーについてお伺いをいたします。これ私自身はあまり気にはならなかったのですけれども、ごみカレンダーの分け方、捨て方というか、分別のページが最初のほうにごみカレンダーのほうくっついておるんですけれども、市民の方から、ごみカレンダー穴が開いておって、壁に押しピンで留めるような形で使用するというような感じの仕様になっていると思うんですけれども、一回壁にかけてしまうと、毎月ページが上に進んでいくのですけれども、分別の際にその分別表を見ようと思って、一回取り外して、一番最初のページを見ないといけないと。これ実用的じゃないんでどうにかできんかねというふうなお尋ねがあったんですけれども、こうなった経緯も含めてちょっと改善ができないものかお伺いをいたします。

○山田環境事業課長

ごみ収集カレンダーにつきましては、市民の皆様が正しい収集日にごみ出しができるよう、ごみ収集カレンダー以外に今言われたとおり、ごみの分け方、出し方や、ごみを出す際の注意事項、市からのお知らせなどを掲載し、周知啓発に努めているところでございます。

お尋ねのごみ収集カレンダーを壁にかけて利用する際、ごみの分け方、出し方などのページを見るためには、一旦壁から取り外さないと見ることができないなど、実用的でないということでございますが、平成27年度以前のごみ収集カレンダーにつきましては、ごみの分け方、出し方のページが、一番後ろ、3月が終わった後のページに掲載していましたが、市民の方から3月になるまでこのページがあることが分からないということご意見がございましたことから、現在は一番前のページに変更したところでございます。ごみ収集カレンダーは、ごみ出しの曜日や品目を間違えないようにしていただくことが主目的ではございますが、使いやすさや見やすさなどについては、市民の皆様の御意見を参考に、今後も検討してまいりたいと考えております。

また、ごみの分別等につきましては、別冊のごみ分別事典やごみ分別アプリを御活用いただくよう、こちらにつきましても周知啓発に努めてまいりたいと考えております。 以上です。

○西村委員

分かりました、ありがとうございます。以前は一番後ろについていたと。いろんなやっぱり市民の皆様の声があるんだなということで理解をいたしました。いずれにしても、前にあったほうがいい、後ろにあったほうがいい、いろいろあると思いますけれども、今おっしゃっていただいたように、ごみの分別事典であったりとかアプリなんかもありますので、その辺りの活用というのも、やはりもっと周知をしていただくとともに、ごみ関連で前にも後ろにもそういったページをつけるとか、ページが増えたりするとまた金額的な話があると思いますので、何かしら工夫をしていただければと思います。

例えば、私のところに届いてくる市民の皆様の声というのは、年代が近い方の声とい うのも非常に多かったりするんですね。その方の一部からやっぱり一番前にあると不便 だねという話を今回頂いたわけなんですけれども。

例えば、ごみカレンダーのそれぞれの4月なら4月のページ、5月なら5月のページに、QRコードで分別のPDFに飛べるとか、そういった軽微なページの変更とかというのは十分可能かなと思いますので、より分別というものが、情報が取りやすいような形というのを引き続き研究をいただければなというふうにお願いをいたします。

続きまして、アルゼンチンアリについてお伺いいたします。ずっと継続的に聞かせていただいておるんですけれども、現在の、今回光井地区のほう新しく取組始まっていると思いますけれども、この取組の状況とこれからの予定についてお伺いをいたします。

○周田環境政策課長

光井地区のアルゼンチンアリ対策につきましては、昨年度、防除範囲、防除回数などを定めた防除計画を策定しております。この計画に沿った取組を行うため、4月に光井地区のアルゼンチンアリに関して様々な調整をさせていただいております光井コミュニティ協議会の役員の方々と一緒に、防除対象自治会の代表者にお集まりいただき、今後の取り組みについての説明と御協力をお願いいたしました。

こうして地元の方々の協力体制が整いましたことから、計画に沿った6月、8月、10月の年3回の一斉防除を防除対象自治会の御協力により実施することとしております。 以上でございます。

○西村委員

分かりました、ありがとうございます。取組を進めていただいているということで理解をいたしました。今その中にも少しありましたけれども、関係の自治会を通しての周知ということは今お聞きをいたしましたが、そのほか、今回光井地区の住民の方々への周知というのは何か取り組みをされましたでしょうか、お伺いいたします。

○周田環境政策課長

光井地区住民への周知でございますが、光井地区コミュニティ協議会の御協力のもと、 5月号、コミュニティ光井に一斉防除の実施について掲載いたしました。

また、防除対象自治会にお住まいの方々に対しては、自治会を通じてチラシを個別配布し、チラシには一斉防除において薬剤を設置する位置図の掲載など、具体的な内容の周知を行っております。

一方で、防除対象自治会以外にお住まいの方々に対しては、自治会を通じて一斉防除 実施のお知らせとともに、薬剤設置の注意喚起を中心としたチラシの回覧を行ったとこ ろでございます。

さらに、通学路に薬剤を設置することから、地元小中学校、防除範囲内にある保育園に対しても、一斉防除実施の説明を行い周知を図ったところでございます。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。周知に関しては、今回特定外来生物ということで、少し神経を使うような形の周知になってこようかということで理解をいたしました。その中でも、学校とか先ほど言われました保育園とか、子供が間違ってベイト剤みたいなものを触ってどうこうということがないように周知もされているということで理解をいたしました。引き続きの取組をよろしくお願いいたします。

それから、また話が変わりますが、市民の皆様から、自治会に関して、特に高齢化が進んで、地区会員を退会する人が非常に増えてきている。正直どうすればいいか分からないと。このままだと成り立たなくなっていくといった声を最近よく聞きます。

その中で、自治会の話なのでどこまでというのもあるんですけれども、各自治会の状況について、市としては自治会に加入している世帯数であったり、把握している項目というのをまずお知らせいただけますか。

○讃井地域づくり推進課長

自治会のことで把握している内容ということで、市では毎年各コミュニティセンターから情報収集をしまして、新年度の単位自治会長さんの名簿を5月頃を目途に作成をしております。その際、各自治会の状況については、自治会名、代表者名、代表者の御住所、連絡先、世帯数、それから自治会の中の班数を把握しているとこでございます。以上です。

○西村委員

分かりました。あくまでも各自治会から各コミュニティ協議会に上がってきた情報を 市としてデータとして持っていると、こういう認識をいたしました。自治会に関して直 接地域づくり推進課のほうとかに相談が寄せられるということ自体は、これはあるんで しょうか、お伺いいたします。

○讃井地域づくり推進課長

自治会に関する御相談ということで、年度末や年度初めに毎年大体5件程度の相談が ございます。単位自治会長さんからの相談である場合や一般の市民の自治会員の方から の御相談になるわけなんですが、自治会長さんからの相談では、退会したいという会員 がいるんだが、どうやって引き止めたらいいですかというような御相談が多い状況です。 一般の会員、退会の希望されている会員さんからの御相談については、退会した際の

一般の会員、退会の希望されている会員さんからの御相談については、退会した際の デメリットは何なのかというようなことを教えていただきたいという御相談であるとか、 自身が高齢になってきたことを理由に班長などの役員の役目を果たせないので退会した いという内容の相談が多い状況です。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。年度末に大体5件程度相談が直接あるということで、内容を お伺いしても年齢的なところに伴う役割が全うできないことであったりとか、そういう ことの理由とかがあるということで理解をいたしました。

これ、なかなかセンシティブな問題で、どこからどう触っていいのかなというのは正直何とも言えないところなんですけれども、今少なくとも、これいろんな方が、自治会長さんに言うケースもあれば、今みたいに地域づくり推進課のほうに直接お問合せがいくといった様々な状況がある中で、この地域づくり推進課に寄せられた今みたいなそういう声というものに対しては、どういった対応とか対策を今講じているのでしょうか、その辺りをもう少し教えてください。

○讃井地域づくり推進課長

まず、御相談に対する対応についてでございますが、自治会長さんに対しましては、 現在ライフスタイルが大きく変わってきておりますことから、自治会はあくまでも任意 団体でありますので、自治会の管理運営については当たり前というスタンスで説得をし ないように注意をすること、併せて、自治会の役割重要性を説明しまして、御理解いた だけるような助言をしております。

また、自治会を辞めたいんだけどもという退会希望者につきましては、自治会の役割や重要性というものを丁寧に説明し、最終的には自治会長さんのほうへ御相談するようなアドバイスをしております。

続いて、その対策ですけれども、自治会活動を持続的に行うためには、加入者を増加、増やしていく必要があることから、今年度、光市連合自治会と協働で、自治会町内会への加入促進のチラシをリニューアルいたしました。8年ぶりのリニューアルを行い、転入手続のときに市民課の窓口でチラシの配布をしているとこであります。

チラシは自治会町内会の役割として地域内の美観を保っていることや、子供たちを安心して学校に通わせるような地域づくりに寄与していることなどを紹介しており、やはり自治会の役割と重要性を理解していただきまして加入促進を図ろうとするもので、こうした地道な取組が必要と考えております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました、ありがとうございます。対応と対策というところで、おっしゃるように自治会に所属する人というのが、やっぱり少なくなればなるほど成り立たなくなる側面というのがありますので、今回チラシをリニューアルして新しく周知を図っていくという取組自体すばらしいことと思います。

ごめんなさい、もう一件だけ聞きたいんですが。先ほど、この退会に関しての直接寄せられる相談の御答弁の中に「自治会を辞めた際のデメリットはありますか」と、こういったことを聞かれることがあるというふうにおっしゃっていましたけれども、これはデメリットがあるのかどうかというのは実際どういうふうに答えているのか、その辺りもう少し教えてもらってもいいですか。

○讃井地域づくり推進課長

相談的にはデメリットはどういうことがあるかというふうに聞かれるんですけども、 お答えとしては、自治会に入っているメリットのほうを強調して、メリット、重要性を 理解していただくということに主眼を置いております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました、ありがとうございます。先ほどもずっと答弁を頂いているように、メリット、自治会が担う重要性というものをお答えしていくということかと思います。本当にこの自治会の問題に関しては、各地域の自治会によっても状況が違うので、一概にどうかということがまた難しい問題かなというふうに思いますけれども、そうやって地域づくりに直接寄せられるものに関しては、引き続き丁寧なご対応のほどよろしくお願いいたします。

ごみの問題とかいろいろ関わってくるところもあると思いますので、また折を見てこれ、いろいろと聞いていこうかなと、機会を改めて質問させていただければなというふうに思っております。

それと最後にもう一点、先ほど同僚委員が空き家に関してお伺いをしておりましたが、 その中でというか危険空き家除却推進事業について、ちょっと定期的に聞いております ので、今年の危険空き家除却促進事業、これに関する申込みの状況とか、周知に関して は先ほど答弁がありましたので割愛しますが、申請状況についてお伺いいたします。

○山根生活安全課長

危険空き家除却促進事業補助金の申請状況についてのお尋ねでございますが、相談や お問合せは数件頂戴しておりますが、いずれも補助金の該当になる状況にはない状況で ございまして、現時点申請はゼロ件という状況でございます。

以上です。

○西村委員

分かりました。なかなか該当するような物件からの申請が来ていないという状況かと思いますので、引き続き、そういった本当に除却をしなければならないところ、除却をしていただきたいところにアクションを起こしてもらえるように取組のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○早稲田委員

では、質問します。これまでのエコライフ補助金を見直してエコスタイルサポート補助金が始まりましたが、現在までの執行率を昨年度と比べてお示しください。

○周田環境政策課長

昨年度の補助金事業であるエコライフ補助金と、今年度の補助金事業であるエコスタ

イルサポート補助金における、それぞれ6月16日現在の予算に対する執行率を申請べースでお答えいたします。

令和4年度エコライフ補助金は約19%で、令和5年度エコスタイルサポート補助金は約47%でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

令和4年度に比べて倍以上の執行率ということでニーズがあるということが理解できました。

では、このエコスタイルサポート補助金のほうが多いということで、対象別の申請件 数についてお示しください。

○周田環境政策課長

6月16日現在における対象別の申請件数についてお答えいたします。

ZEH2件、断熱材1件、玄関扉5件、複層ガラス・二重サッシ15件、LED照明設備37件、宅配ボックス2件となっております。

以上です。

○早稲田委員

LED照明設備が37件で一番多いということで、やはり取り組みやすい内容なのかなというふうに考えるところです。

このエコスタイルサポート補助金と、先ほど同僚委員が省エネ家電についても聞いていましたけれども、どちらも大きな反響があるということで、今電気代高騰の影響をやはり市民の方々はすごく気にされているんだなというふうに理解しているところです。

この電気代高騰の影響もあると思いますけれども、環境政策課はどのように考えていますか、お尋ねします。

○周田環境政策課長

委員仰せのとおり、両補助金の大きな反響の一つには、電気代の高騰による影響はあると考えております。加えて、エコスタイルサポート補助金については、断熱材や複層ガラス・二重サッシなどの対象設備等の一部について国の補助金事業も実施されていることから、こうしたこともこのたびの反響の要因であると考えているところでございます。

環境政策課としましては、この2つの補助金事業を通して、さらなる市民の省エネ意識の向上を図るとともに、今年度からスタートしている第3次光市環境基本計画において、重点的な取組として掲げる市民のライフスタイル転換や脱炭素化の推進につなげていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

複層ガラスや二重サッシについては国の補助もあるということで、そちらも併せて進んでいるということと、市民の省エネ意識の向上とか、ライフスタイルを見直すとか、また国のほうの脱炭素化についても意識してこちらの政策があるということで理解いたしました。

本当に思った以上に反響があるということで、担当部署のほうは忙しいところかと思いますけれども、皆さんのニーズに応えるように引き続き対応をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

- 4 総務部・消防担当部関係分
 - (1) 付託事件審査
 - ①議案第35号 令和5年度光市一般会計補正予算(第4号)〔所管分〕

説 明:坪井総務課長 ~別紙

質 疑

○仲小路委員

それでは、今説明をいただきました8ページの防災指令拠点整備事業の全国瞬時警報システム受信アンテナ設置工事297万円ですが、これは先ほど防災指令拠点整備事業債として歳入がありましたが、これは国庫支出金とか、あるいは県出資金という形ではなく、全額市の負担ということでよろしいでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

歳入と市の負担についてお答えいたします。

該当する歳入は、緊急防災・減災事業債290万円と、一般財源7万円となります。

なお、緊急防災・減災事業債290万円のうち、7割の203万円は普通交付税として措置 されるため、実質的な市の負担額は94万円となります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

それから、今回補正予算で設置されているアンテナで受信する情報及びその発信者は、 現在のアンテナで受信しているものとは異なりますでしょうか。また、送信する衛星も 異なりますでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

アンテナの違いと衛星についてお答えいたします。

現在、県防災行政無線衛星系と総務省消防庁からのJアラート信号を、1つのパラボラアンテナを共用して受信しております。こうした中、総務省消防庁からJアラート受信設備と第三世代システムの受信設備を共用した状態で、第三世代システム内の機器の故障や点検停止が発生した場合、予告なくシステムが停止され、Jアラートの衛星受信も不能となる可能性があるため、Jアラート専用の受信設備を設置するよう指針が示されたことを踏まえて対応を図るものでございます。

よって、本工事は共用していたパラボラアンテナを2つに分離し、1つを新設するものであり、それぞれの情報の発信者や内容については、これまでどおり、県防災行政無線からは県からの防災・気象情報、Jアラートは国からの国民保護情報や気象庁からの緊急地震速報等となります。

なお、県防災行政無線衛星系、Jアラートとともに、自治体衛星通信機構の衛星通信 ネットワークを利用しているため、送信する衛星は同じものとなります。

以上でございます。

○仲小路委員

詳しい説明ありがとうございました。今回補正予算で設置されている受信アンテナと、 現在設置している受信アンテナの直径は幾らになりますか。

○海老本防災危機管理課長

今回新設するJアラート専用の受信アンテナは直径100センチのものを予定しております。

また、現在設置しているアンテナは直径185センチでございます。 以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

(2) その他 (所管事務調査)

○仲小路委員

先ほどの全国瞬時警報システムの受信のアンテナの件ですけれども、現在ついている ものを、新しい防災指令拠点に移転という工事になると思いますけれども、前回、令和 5年度の予算につきまして、どの項目で幾らという予算がありますでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

現在設置のアンテナ移設工事につきましては、令和5年度予算書の防災指令拠点整備事業の説明欄の防災行政無線移設工事5,000万円に含んでおりまして、そのうち、県防災行政無線衛星系の移設費としては約1,300万円を見込んでおります。なお、この金額には、パラボラアンテナのほか衛星端末局装置や受令装置等の移設費、本庁宿直室との配線工事費及び試験調整費などが含まれております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

それから、消防の関係なんですけれども、今年度の補正予算(第4号)で、総務雑入としてコミュニティ助成事業交付金250万円が計上されましたけれども、昨年度は同時期に総務費雑入と合わせて消防費雑入としてコミュニティ助成事業交付金100万円がありましたけれども、今年度は補正予算が計上がありませんが、状況をお示しください。

○秦消防担当課長

それでは、今年度の消防費に係るコミュニティ助成事業交付金の状況についてお答えを申し上げます。

まず、昨年度のコミュニティ助成事業交付金100万円につきましては、消防団員の夜間活動時における公務災害の防止を目的として、ヘッドライトの整備に充てるため、交付金の採択をもって補正予算に計上したものでございます。

御質問の今年度のコミュニティ助成事業交付金につきましては、昨年9月に自治総合 センターに対し交付申請をしたところではございますが、本年3月に不採択となったこ とから、このたびの補正予算に計上していないものでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

ということは、まだヘッドライトが必要ではないかと思いますが、今後どういうような対策になりますでしょうか。

○秦消防担当課長

再度の御質問にお答えいたします。

ヘッドライトの整備につきましては、これまでにも御説明しておりますとおり、令和3年度からコミュニティ助成事業や消防団員安全装備品整備等助成事業などを活用して整備することとしており、本年度の整備をもって完了する予定の事業でございます。 以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

それから消防団員についてですが、昨年度末で23人の退職等をお聞きいたしましたけれども、今年度の直近までの入団は何人でしょうか。また、その内訳について、男女別、あるいは光市に居住か通勤かについてお示しください。また、どのような理由で入団したかについて主なものがありましたらお示しください。

○秦消防担当課長

それでは、消防団員の状況について数点のご質問をいただきましたので、お答え申し上げます。

まず、本年度の入団者についてお答えいたします。

4月と5月にそれぞれ3人の、合わせて6人がこれまで入団しております。内訳につきましては、男性が5人、女性が1人で、全て市内に居住されている方でございます。

次に、入団に至った経緯についてでございますが、先ほど御説明いたしました6人につきましては、各地区の分団長などの声かけによる地道な勧誘活動が主なものとなっております。

なお、本市では地域防災力の維持・向上を図るため、各地区の分団長などによる声かけのほか、ホームページ等への掲載や市内4か所の消防団協力事業所の御協力により、 新規団員の確保に向け、鋭意取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。皆様の大変な苦労の状況がわかりました。ありがとうございました。

○西村委員

それでは、2件ほどお伺いさせていただきます。

総合防災情報システムについてなんですけれども、このたびの一般質問で、デモ画面を確認しながら、仕様の調整を図っているというふうな答弁があったかと思いますが、 具体的に今どんな調整を行っているのでしょうか。もう少し詳しく教えてください。

○海老本防災危機管理課長

現在構築中の総合防災情報システムの現在の調整状況についてお答えいたします。 現在、プログラム作成と並行して、システム構築業者とリモートで画面を共有しなが ら、システムの構築に向け、1つ1つ仕様の調整を進めております。

調整内容について主なものを御紹介しますと、まず、河川水位などの実況監視や予測結果の表示画面において、グラフや表の大きさ、アイコンの見え方、各観測局の掲載順のほか、フォントの大きさや配色に至るまで、災害対応時に状況把握が容易に行えるよう、仕様の調整を行っているところでございます。

そのほかにも、避難情報発令に係る文言の調整や、システムから出力する会議資料や報告書、指示表などのレイアウト、CSVによるデータ出力の項目など、パッケージものではない強みを生かして、本市にとって使い勝手のいいシステムとなるように、細部

にわたり調整を進めているところです。 以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。調整の内容を御答弁いただきましたが、今回、パッケージではなく独自に開発をしている面という強みも非常に生かしていただいているなと感じましたので、引き続き、皆様にとって使いやすい仕様になるように、調整のほど、よろしくお願いいたします。

もう1点なんですが、防災指令拠点の整備に当たっては、今、昨今、資材価格の高騰が各所に影響していると思うのですけれども、そういった周りでの影響というのはあるのでしょうか。お伺いいたします。

○海老本防災危機管理課長

資材価格の高騰の影響についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等の影響に伴う資材価格の高騰は、本市としても懸念しているところでございます。こうした予期することのできない特別な事情により、契約金額が不適当となった場合の対応規定が工事請負契約書約款に規定されており、この規定に基づき、受注者側から協議開始請求があった際には、内容を精査し金額を確定させた後、変更契約を締結することとなります。

なお、その際には事前に議会に対し、補正予算並びに変更契約締結議案をお諮りして、 適正に手続を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。今のところは、まだそういった業者からのアクションがないというと ころと理解をいたしました。

引き続き、状況を注視していただければと思います。 以上です。